

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 27 年 6 月 9 日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後零時 5 9 分

出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君		

欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事會計管理兼者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事會健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事會安全対策課長	横須賀幸一君

産業振興課長	菅	野	利	行	君	
参事兼農業委員会事務局長	阿	久	津	守	雄	君
復興推進課長	深	谷	高	俊	君	
参事	郡	山	泰	明	君	
教育総務課長	石	井	和	弘	君	
いわき支所長	渡	辺	弘	道	君	
参事兼生活支援課長	林		志	信	君	
拠点整備課長	竹	原	信	也	君	
主幹兼課長補佐	小	林	元	一	君	
総務課課長補佐	遠	藤	博	生	君	
産業振興課長	安	藤		崇	君	

職務のための出席者

参事兼議会事務局事務局長	佐	藤	臣	克	
庶務係長	大	和	田	豊	一

説明のため出席した者

【環境省】

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長	鎌	形	浩	史	君
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指導室長	川	又	孝	太郎	君
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指導室長	松	崎	裕	司	君
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指導室長	森	田	重	光	君

大臣官房廃棄物
・リサイクル
対策部指定
廃棄物対策
チーム課長補佐

原 田 高 志 君

福島環境再生
本部本部長

坂 川 勉 君

福島環境再生
事務所中間貯蔵
施設等整備
事務所所長

藤 塚 哲 朗 君

【復興庁】

参 事 官
参 事 官 補 佐
福 島 復 興 局
参 事

原 典 久 君

木 村 莊 君

渡 辺 孝 司 君

【福島県】

生 活 環 境 部
環境保全担当
次 長

大 島 幸 一 君

生 活 環 境 部
中間貯蔵施設等
対策室主任主査

渡 邊 善 之 君

付議事件

1. 6月定例会提出議案

- (1) 富岡町災害危険区域に関する条例について
- (2) 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

2. 管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）

3. その他

- (1) 避難指示解除準備区域等における例外的な夜間の滞在について

開 会 (午後 零時59分)

○議長（塙野芳美君） それでは、お疲れさまです。午前に引き続きまして富岡町議会全員協議会を開催しますが、開催に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ております。

改めまして、富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席議員は13番、三瓶一郎君であります。説明の出席者及び職務のための出席者は、お手元に配付したとおりであります。

本日の全員協議会の開催の理由とご挨拶を町長に求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、原子力発電所等に関する特別委員会に引き続き全員協議会まことにご苦労さまでございます。

本日の全員協議会の案件は、6月定例議会の提案に先立ち、条例の新規制定案件1件、一部改正案件1件の計2件及び管理型処分場フクシマエコテッククリーンセンターに関する件1件、その他といたしまして避難指示解除準備区域等における例外的な夜間の滞在について1件の計4件であります。

初めに、富岡町災害危険区域に関する条例の制定についてであります。本件は、東日本大震災の大津波により浸水した町沿岸部の区域の一部について、建築基準法第39条第1項の規定に基づき、災害危険区域地を設定するものであり、自然災害から地域住民の安全を確保するための重要な条例であります。

次に、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでありますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行と平成27年度国民健康保険税の課税算定に伴いまして条例の一部を改正するものであります。

続きまして、管理型処分場に関する件であります。去る6月5日、福島県庁において県知事及び檜葉町長とともに環境大臣と面会し、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に関する国としての考え方について大臣よりご提示を受けました。提示内容については、処分場の国有化、安全協定や環境省の現場事務所開設など町民の安心確保の方策及び地域振興策についての考え方などであります。私としては、国有化については一定の評価と受けとめております。一方で、当処分場は迷惑施設であり、国有化により直ちに国民の、町民の帰還意欲の阻害や復興の足かせになるといった不安が払拭されるものではないと考えております。本日環境省より議会の皆様に説明をいただきますが、町民に対しても丁寧な説明をお願いし、議会や町民の意見を十分にお聞きした上で今後の国対応を十分見きわめながら、町として引き続き丁寧に対応していく考えでありますので、議員の皆様の慎重なご意見を、貴重なご意見をお願いいたします。

その他につきましては、避難指示解除準備区域等での活動についての例外的な運用について現時点での考え方をご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

まず、1番、6月定例会提出議案に関してであります。まず、（1）といたしまして、富岡町災害危険区域に関する条例についての件の説明を求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、富岡町災害危険区域に関する条例（案）についてご説明申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明は、着座のままで結構です。

○拠点整備課長（竹原信也君） 失礼いたします。資料1をごらんください。本条例は、第1条の趣旨に示しているとおり、住民の安全を確保するために、自然災害による危険の特に著しい区域を建築基準法第39条第1項の規定に基づき災害危険区域として指定し、同条第2項により建築物に建築の制限をかけるものであります。

今回本条例を新たに定めることとした背景につきましては、東日本大震災に伴う大津波により毛蓋地区から仏浜、小浜の海岸、河川流域において甚大な被害を受けたことより、今後の津波災害により地域住民の安全を確保することを目的としております。

資料1の2ページ目をごらんください。今回本条例により災害危険区域として指定する区域図の案でございます。本区域の指定案につきましては、東日本大震災の津波により被災した区域の中で現在進められております防潮堤、防災林等の防災防御施設等の整備が整った場合に同規模の津波を想定した模擬再現においても浸水する範囲について、集団的共同の形成と地形、地物による地域境を考慮し定めたものであります。なお、この範囲内の居住世帯の方々につきましては、おおむねご理解を得ているところでございます。

1ページにお戻り願います。第2条になりますが、この災害危険区域の指定につきましては、第2項に規定しておりますとおり、告示をもって指定することとしております。

次に、建築物の建築制限でございますが、3条に規定しておりますとおり、指定区域においては居住を伴う建物の新築や増築等を禁止しております。ただし、増築につきましては、第4条において建物の現行規制が法令上の変更を伴わない範囲については規制を緩和する旨を規定しております。

また、第5条につきましては、災害危険区域として指定した範囲の内外にわたって建築された建物について、県には規制は最小限にすることより第3条の建築規制は適用されない旨を規定しております。

富岡町災害危険区域に関する条例（案）の説明については以上のとおりでございます。ご審議、ご指導よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 富岡川と紅葉川の県で事業を起こそうとしている計画高、高さ、天端、それに伴う富岡川の北側周辺の跡地利用どのようになっているのか。

それと、富岡漁港、1ページの文面見るとつくらないような形なのだけれども、富岡の漁業対策は今後どういうように考えているのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） まず、第1点目でございますが、申しわけございません、河川の富岡川、紅葉川の現在の高さについては、現在承知しているところでございませんので、調べてご報告したいと思っております。

また、富岡川の北側の計画につきましても、県のほうと調整しながら跡地利用につきましても町の残った土地につきましては復興第2次計画を進める上に基づきながら事業を展開していきたいと思っております。

また、漁港、第2点目の漁港につきましてですが、漁港につきましてはこちらのエリア、災害危険区域につきましては基本的に居住を伴わないものについては建築できるということになっておりますので、漁港の再開につきましては今回災害危険区域とは切り離して進められるものかと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ新しく新設県で予定している天端だか計画だか、それに伴って盛り土が生じてどういうふうになるのかがはっきりわからないと、一概に23年3月11日津波来てだめだよというふうにはならないでしょうから、そこら辺ちょっとわかるような、調べてもらって、こここういうわけだから無理ですよと。なおかつ富岡川の北側、やる、やらない、こういう話があった、なかつたはわからないのだけれども、結局状況立てられないというと、農業関係で使うか下千里、上手岡地区で話も出ている太陽光ぐらいしかないのかなと。こうなったとき、太陽光は何ぼ人が住まないとしてもどういうものなのかなと。あと漁港にしても、多分に宿直というのはあると思うのだ。宿直は置かないように組合と話をしてちゃんとしていくのか。そこら辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） まず、1点目の毛萱地区等々の土地利用についてかと思っております。そちらのほうにつきましては、太陽光というのもございますが、復興2次計画のほうでは町民が考えるということで、災害復興記念公園のエリアとしても活用していきたいという方向づけも示されることになるかと思っております。そちらのほうで今後事業展開のほうは長期的に進めていくことになるかと思っております。

2点目につきましてでございますが、漁港の宿泊ではなくても、宿直ということにつきましての件

だと思いますが、こちらのほうにつきましては宿泊を伴わない宿直であれば、仮眠ということで考えられますので、居住は伴わない施設というふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） とにかく今まではどういうふうに使用して、23年3月11日以降はインフラ整備とかそういう富岡町とか県とか国の事業に伴って早目にいろんな数値を出してもらった上で決めていかないと、後で地権者さんとあのときこういう話していたのではないかと、できてみたらば何だと、家だって建てられるのではないかと、よそに土地を求めて建てる必要なかったのではないかと、そういうふうな話がないようにきっちり数字上、跡地の墓地でも池でも何でもそこら辺もあわせてちゃんと理解もらった上で事業進めていってください。どうです。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 今のご指導でございますが、私たち2月から地権者個別大体5世帯ほどずつを説明させていただきました。その中で、富岡土木による河川及び海岸の計画が出ておりましたので、こちらのほうも活用させていただきながら、およそこちらのほうまでは河川の拡幅になりますよというようなお話をさせていただきながらご理解を得て、今回107世帯、実際には107世帯の方々にご説明させていただきまして、105世帯の方々からの意見をもとに今回のエリアを設定したところでございまして、ご理解については全ていただいているものと考えているところでございますのでさらに今後そういうことが案件が出てきた場合については、今後計画、復興2次計画を踏まえながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○11番（高橋 実君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） これ所管で説明受けたのですが、今11番議員さんの冒頭の質問で防潮堤の高さちょっと今つかんでいないという答弁あったと思うのですが、これ防潮堤とか防潮林とか全て管理した中で、その部分で防げる部分は白になって、その部分で万が一のことを考えてその部分で防げない部分を今度災害危険区域に設定したのですよね。

当然防波堤とかそういう部分の高さはきっと加味した中でやったと理解していいのですね。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 申しわけございませんでした。防潮堤については、高さは6.7メートルということで、こちらのほうは確認しておるところでございますが、河川のほう……済みません8.7メートルで確認しているところでございますが、河川側の河川の道路高、堤防高、こちらのほうがちょっと把握しておりませんで、こちらのほうにつきましては今後確認しながら進めていきたいと思っております。

今の今回のこのエリアにつきましては、8.7メートルの防潮堤、その背後にあります県道広野小高線、これ約11メートル、12メートルの範囲内の道路でございまして、その背後に防災林が約200メートルの幅で設置された場合に津波がとまる範囲を想定しております、河川につきましては当時河川の拡幅は想定しておりませんでしたので、本地津波における浸水エリアの方々を対象として河川のエリアにつきましてはお話を進めたところでございました。

以上でございます。

○12番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして富岡町災害危険区域に関する条例の件については終了いたします。

続きまして、（2）番、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について内容をご説明いたします。

本案は、上位法の改正に伴う政令の施行と平成27年度の国民健康保険税の課税額算定のための所要の改正をしたものでございます。

済みません、座らせて説明させていただきます。資料2-1をごらんください。まずは、平成27年度国民健康保険税率算定についてご説明いたします。（1）、税率設定方針としましては、従来どおり4方式として、所得割3割、均等割、平等割を用い、低所得者軽減については、7割、5割、2割軽減、応納割として所得割、資産割、応益割として均等割、平等割の割合を50対50として税率算定を行いました。

さらに、上位法の改正により、医療費一般で1万円、後期高齢者支援金で1万円、介護給付金で2万円とそれぞれ引き上げとなり、医療一般分で52万円、後期高齢者支援金で17万円、介護給付金16万円となり、総額85万円の変更された課税限度額または低所得者への軽減判定をするための計算方法が改正となり、5割軽減、2割軽減の範囲が拡大されたことも組み入れた算定となっております。

なお、平成27年度においても、原発事故に伴う避難により全額減免となり、減免した保険税については国費で補填されるため、収納率100%で算定を行いました。

次に、（2）の平成27年度必要額については、中段の表のとおり、医療費一般分では前年度より引き続き受診回数の増加等により約2,300万円の増額となりましたが、後期支援金で約1,500万円の減額、介護給付金で約600万円の減額となっています。また、改正法により適用範囲が変更拡大された保険財政共同安定化事業交付金等の増額補填があり、前年度より約130万円の増額にとどまっております。

次に、（3）の平成27年度国民健康保険税率については、必要額を確保するため、下段の表右側、平成27年度（案）の所得割の税率や均等割、平等割の金額で算定いたしますと、医療費分1人当たり6万7,864円、1世帯当たり13万5,463円、後期高齢者支援金1人当たり2万7,452円、1世帯当たり5万4,796円、介護給付金1人当たり3万200円、1世帯当たりでは3万160円となり、総額での給付金で1人当たり12万5,516円、1世帯当たり22万9,419円となるものでございます。

それでは、資料2-3の国民健康保険税条例（案）の新旧対照表によりご説明いたします。4ページをお開きください。本則、第2条、第2項、第3項及び第4項の改正は、上位法の地方税法施行令の改正により医療費一般の課税限度額が1万円引き上げられたことに伴い「51万円」を「52万円」に、後期高齢者支援金の課税限度額が1万円引き上げられたことに伴い、「16万円」を「17万円」に、介護給付金の課税限度額が2万円引き上げられたことに伴い、「14万円」を「16万円」と改正するものでございます。

次に、5ページをお開きください。第3条及び第4条の改正は、被保険者に係る所得割額、資産割額を算定するための税率の改正であります。所得割税率「100分の4.95」を「100分の5.15」に、資産割税率「100分の26.07」を「100分の26.84」に改正するものでございます。

次に、第5条及び第5条の2の改正は、被保険者均等割額、世帯別均等割額の改正でございます。被保険者均等割額「2万6,300円」を「2万8,700円」に、世帯別均等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「2万800円」を「2万2,700円」に。

6ページをお開きください。特定世帯「1万400円」を「1万1,350円」に、特定継続世帯「1万5,600円」を「1万7,020円」に改正するものです。

第6条及び第7条の改正は、被保険者に係る後期高齢者支援金と課税額の所得割額、資産割額を算定するための税率の改正でございます。所得割税率「100分の2.48」を「100分の2.15」に、資産割税率「100分の13.2」を「100分の11.22」と改正するものでございます。

第7条の2及び第7条の3の改正は、被保険者に係る後期高齢者支援金と課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正であり、被保険者均等割額「1万3,300円」を「1万2,000円」に、世帯別平等割では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「1万400円」を「9,500円」に、特定世帯「5,200円」を「4,750円」に、特定継続世帯「7,800円」を「7,120円」に改正するものでございます。

第8条及び第9条の改正は、介護給付金課税被保険者に係る所得割額、資産割額を算定するための税率の改正でございます。所得割税率「100分の1.77」を「100分の1.65」に、資産割税率「100分の9.99」を「100分の8.65」と改正するものでございます。

次に、7ページをお開きください。第9条の2及び第9条の3の改正は、介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正であります。被保険者均等割額「1万3,800円」を「1万2,800円」に、世帯別平等割額「7,600円」を「7,100円」に改正するものでございます。

第23条、第1項の改正は、第2条第2項、第3項並びに第4項の改正を受け、医療一般「51万円」

を「52万円」に、後期高齢者支援金「16万円」を「17万円」に、介護給付金「14万円」を「16万円」と改正するものでございます。

第23条、第1項の改正は、7割軽減とする世帯の減額等の改正であり、被保険者均等割額「1万8,400円」を「2万90円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「1万4,560円」を「1万5,890円」に、特定世帯「7,280円」を「7,950円」に、特定継続世帯「1万920円」を「1万1,920円」に。

次に、後期高齢者支援金と課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正であります。被保険者均等割額「9,310円」を「8,400円」に。

次に、8ページをお開きください。世帯別平等割額では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「7,280円」を「6,650円」に、特定世帯「3,640円」を「3,330円」に、特定継続世帯「5,460円」を「4,990円」に、介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「9,660円」を「8,960円」に、世帯別平等割額「5,320円」を「4,970円」に改正するものでございます。

同条第2項の改正では、5割軽減の減額対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、乗ずる金額を「24万5,000円」から「26万円」に、被保険者均等割額「1万3,150円」を「1万4,350円」に改正し、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「1万400円」を「1万1,350円」に、特定世帯「5,200円」を「5,680円」に、特定継続世帯「7,800円」を「8,520円」に。

次に、後期高齢者支援金と課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正で、被保険者均等割額「6,680円」を「6,000円」に。

次に、9ページをお開きください。世帯別平等割額では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「5,200円」を「4,750円」に、特定世帯「2,600円」を「2,380円」に、特定継続世帯「3,900円」を「3,570円」に、介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「6,900円」を「6,400円」に、世帯別平等割額「3,800円」を「3,550円」に改正するものでございます。

同条3号の改正は、2割軽減の減額対象となる世帯の軽減判定、所得の算定において乗ずる金額を「45万円」から「47万円」に、被保険者均等割額「5,260円」を「5,740円」に、世帯別平等割額では特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「4,160円」を「4,540円」に、特定世帯「2,080円」を「2,270円」に、特定継続世帯「3,120円」を「3,410円」に、後期高齢者支援金と課税額の被保険者均等割額、世帯別平等割額の改正で、被保険者均等割額「2,660円」を「2,400円」に。

10ページをお開きください。世帯別平等割額では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「2,080円」を「1,900円」に、特定世帯「1,040円」を「950円」に、特定継続世帯「1,560円」を「1,430円」に、介護給付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「2,760円」を「2,560円」に、世帯別平等割額「1,520円」を「1,420円」に改めるものでございます。

次に、附則、第1条、施行期日については、平成27年4月1日から施行し、第2条において改正後の条例規定は平成27年度以降の年度分の国民健康保険税に適用する旨規定するものでございます。ま

た、第3条において、国民健康保険税条例附則第14号の改正のうち、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める規定については、平成28年1月1日施行となるものでございます。

説明以上でございます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

よって、（2）番、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件は終了いたします。

大きな2番の管理型処分場フクシマエコテッククリーンセンターについて入りますが、暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時32分)

再 開 (午後 1時37分)

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

付議事件2、管理型処分場フクシマエコテッククリーンセンターについての件を議題といたします
議題に入る前に、ご挨拶をいただきたいのですけれども、人数が大分多いようですので、国のほう
を代表していただいて鎌形さん、県のほう大島さんのご挨拶で、あとそれぞれ説明等をいただく場合
にお名前をおっしゃっていただいてそれで説明していただきたいと思いますので、まずは鎌形さん
お願ひいたします。

鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長（鎌形浩史君） 環境省の廃棄物・リサイクル対策
部署の鎌形でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、私のほうからまずご挨拶という形で少しお話よろしいでしょうか。

本日、塚野議長初め、富岡町議会の議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ貴重なお
時間を私どもに賜りまして厚く御礼申し上げたいと思います。

まず初めに、東日本大震災で被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。あさつ
てになりますと震災から4年3ヶ月ということになります。いまだに不自由な避難生活をお願いして
おります状況にあること、心よりおわび申し上げたいと思います。

本日議題に上ってございますフクシマエコテッククリーンセンターを活用した特定廃棄物の埋め立て
処分事業につきましては、昨年の全員協議会や住民説明会、そして本年2月の全員協議会でご説明
をさせていただきました。その際いただいたご意見につきましては、私どもといたしまして真摯に検討を重ね、今般国としての考え方を取りまとめ、先週金曜日でございますが、環境大臣から県知事と
富岡、檜葉両町長に対して提示をさせていただきました。本件につきましては、本日ご説明する内容

の一部につきまして事前に報道がなされ、町、住民の皆様方に大変ご心配をおかけし、申しわけございませんでした。このような報道があつたことにつきまして、環境省として大変遺憾に思つておりますことをまず申し述べさせていただきたいと思います。

本年2月の全員協議会で施設の立地場所や埋め立て処分の安全性などについてご説明させていただいた際には、エコテックを活用するのであれば国有化が必要不可欠とのご意見を議員の皆様方や宮本町長からいただきました。このようなご地元からの強いご意見も踏まえ、事業に対するより一層の安心確保の観点から、このたびエコテックを国有化することといたしました。国有化を行つた上で安全対策に万全を期しつつ、国が責任を持って埋め立て処分を実施したいと考えております。

本日は、国有化のほか、今般取りまとめました国の考え方につきまして議員の皆様にご説明させていただきたく存じます。また、この国の考え方について、町民の皆様にご説明するための住民説明会の開催をご了解いただければと考えているところでございます。エコテックの活用は、福島の復興のために必要不可欠なものと考えております。エコテックの活用についてご理解をいただきますよう丁寧にご説明させていただきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

続きまして、県のほうを代表いたしまして大島さん。

○福島県生活環境部環境保全担当次長（大島幸一君） 環境部環境保全担当次長の大島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

県といたしましては、この民間の管理型処分場、エコテックにつきましては、本県の環境回復を図るとともに、双葉郡の災害廃棄物、この処理を進める上で非常に重要な役割を果たす施設ではないかというふうに思つております。

一方で、この施設の活用の検討に当たりましては、安全、安心の確保というものが何よりも大事だというふうに認識をいたしております。先週6月5日でございますが、環境大臣から知事、それから富岡町、それから楢葉町の両町長に昨年開催されました住民説明会でのご意見、それから両町、両町議会でいろいろといたしましたご意見、こういったご意見を踏まえた対応が示されたところでございます。

県といたしましては、今回この2月の全員協議会の中で説明のあった施設のさらなる安全対策、これに加えまして、国の方から施設を国有化するという考え方方が示された。これにつきましては、地元の意向を踏まえた対応だというふうに評価をいたしております。今後県といたしましては、国の提示の内容につきまして精査、確認を行うとともに、また改めて両町と協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

町長いかがいたします。特別ありますか。よろしいですか。

では、ご挨拶をいただきましたので、このフクシマエコテッククリーンセンターについての説明を

求めたいと思います。

川又さん。済みませんけれども、全部覚え切れないで、名前皆さん言ってください。

川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物チームの室長をやっております川又と申します。説明をさせていただきます。

座って……

○議長（塚野芳美君） 説明は、座ったままで結構です。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） それでは、資料の説明をさせていただきたいと思います。

お配りしております資料が2つございます。1つ目は、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業に係る対応についてという題名の4ページ物の文章。こちらと、それから題名は同じですが、横になっておりますこちらのパワーポイントの資料、この2つをお配りさせていただきます。それで、こちらの文書につきましては、先ほどもお話がありました先週金曜日6月5日に環境大臣が県知事と富岡、檜葉両町長に提示したものでございます。これは、これまで議会や住民説明会においていただきましたさまざまご意見に対する国の考え方について示したものでございます。パワーポイントの資料は、この文書の資料を項目ごとにまとめたもので、内容的には全く同じものでございます。本日は、このパワーポイントの資料を使いましてご説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） はい、結構です。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） そうしましたら、このパワーポイントの資料1枚めくっていただきまして、2ページ目でございます。目次になつております、この順番でご説明させていただきます。

初めに、施設の立地場所について、2番、埋立処分における安全・安心の確保について、（1）、埋立処分・モニタリング、（2）、国有化による国の責任の明確化、3. 運搬について、4番目、地域振興策について、5番目、地域の将来像についてという形で説明をさせていただきます。

それでは、続きまして3ページ目をごらんください。施設の立地場所についてでございます。ここにいただいたご意見であります高線量地区に新設すべきというご意見につきましては、2月19日の全員協議会におきましてお答えの2つ目の丸に書いてありますように、広大な面積の土地を確保することが必要であること。それから、3つ目の丸にございますように、整備完了までに長期間を要することから、4つ目の丸にありますが、新たに整備するのは困難であるということをご説明させていただきました。その際に、議員の方々からどうしたら新設が実現可能になるかという観点から、いろいろと工夫をして考えるべきだというご意見をいただきました。そのため、私どもとしましても改

めて考えてまいりましたが、結論から申し上げますと、やはり難しいというふうにお答えざるを得ません。私どもこの汚染廃棄物の処分に当たりましては、何よりも安全性の確保、これを最優先して考えていかなければならぬと思っております。その観点から、高線量地区での新設ではなく、議員の皆様方からのご指導で追加させていただきました安全対策を施した上でエコテックにおいて処分をさせていただきたいと考えております。前回エコテックを活用するのであれば、国有化が不可欠というご意見をいただきました。そのご意見を受けまして、今般国有化を決断させていただきましたので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、4ページ目をごらんください。4ページ目の2. 埋立処分における安全・安心の確保について、(1)、埋立処分・モニタリングという部分についてです。この部分につきましても、2月の全員協議会でご説明させていただいたものと同じ内容でございます。簡単に申し上げますと、この埋立処分計画につきましては、これまで議員の皆様方からさまざまご指摘をいたしました。2月の全員協議会でもご説明させていただきましたが、そういったご指摘を受けまして、お答えの2つ目の丸にありますような数々の追加対策というものを導入するということにしております。

1つ目、廃棄物層の補強対策、それから2番目、セメント固形化しない廃棄物の埋立安定性の向上、3番目、大気・地下水の連続測定及び測定地点・項目の追加、4番目、地域住民参加によるモニタリング、こういった追加対策を導入するということにしております。

なお、詳細につきましては、2月の全員協議会の際にご説明した資料を参考としまして、11ページから14ページ目のところに載せてございます。このように議員の皆様方のご指摘によりましてより安定的な埋め立てができる方法に改善し、モニタリングにつきましても充実できましたことをここに改めて感謝申し上げます。

また、一番最後の丸の部分ですが、皆様に一層ご安心いただけるよう国と県・町との間で安全協定を締結し、安全確保を図ってまいりたいと考えております。

この部分の詳細について、次の5ページ目をごらんください。この件に関して、上の図いですが、この管理型処分場はこれまで産業廃棄物の処分場であり、放射性物質に汚染された廃棄物を搬入することにはなっておらず、新たに協定を結ぶべきというご意見をいたしました。これに対するお答えとしましては、1つ目の丸ですが、これまでご説明したさまざま安全対策に加えまして、地域の皆様に一層安心していただけるよう国と県、両町との間で管理型処分場の埋立処分事業に係る安全協定、これを締結いたしまして、安全、安心の確保を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、2つ目の丸に書かせていただいておりますが、処分場の監視に周辺住民の皆様にご参加いただくことや問題が生じた場合には、処分場への搬入を停止する措置をとること、こういったことを考えておりますが、協定の具体的な内容につきましては、搬入開始までに県、両町と十分に相談の上取りまとめる予定でございます。

続きまして、6ページ目をごらんください。(2)、国有化による国の責任の明確化でございます。

今まで全員協議会や住民説明会におきまして、本埋立処分事業は長期にわたって管理が必要なものであり、処分場を国有化すべきではないかというご意見をいただきました。また、2月の全員協議会におきましても議員の皆様方や宮本町長からも国有化すべきとのご意見をいただきました。これまでご説明させていただいておりましたが、本事業は特措法に基づき國の事務として行うものですので、國が事業主体となって最後まで責任を持って実施いたします。一方で、本事業に対する地元の皆様の安心の確保も非常に重要であると考えております。こういったご意見を踏まえまして処分場を国有化することとしたいたしました。また、処分場敷地内に環境省の現地事務所を開設いたしまして、現場責任者を常駐させるなど事業の執行、指揮監督を確実に行う体制を整備いたしたいと考えております。

続きまして、7ページ目の運搬についてをごらんください。囲いですが、運搬時に、汚染物質が飛散しないのか心配、運搬時には、商店街や通学路を避けるべき。使用する道路も限定すべき。こういったご意見をいただきました。これにつきましてのお答えですが、1つ目の丸にありますように、運搬にかかる安全性を確保するために、万全の対策を講じてまいります。具体的には、搬出時に収納容器に収納し、遮水シートで覆うなどの飛散防止対策を講じます。また、運行管理責任者を置き、運搬対象となる廃棄物を一元的に管理するとともに、走行車両の運転状況を把握し、運行を管理いたします。また、地域住民に対する影響を低減するため、住宅街、商店街、通学路及び狭い道路を極力避けるとともに、混雑した時間帯や通学、通園時間帯を極力避けて運搬いたします。さらに、最後の丸の部分ですが、処分場近傍の搬入路周辺の住民の皆様への影響を緩和するため、国道6号線から処分場までの間の運搬経路の調整や搬入路周辺の地域清掃等の生活環境向上対策を実施いたします。

続いて、8ページですが、地域振興策についてをごらんください。囲みですが、風評被害の懸念や帰還意欲の阻害に対応するために、地域振興策について示してほしい、こういったご意見いただきました。これにつきましては、前回の全員協議会におきまして宮本町長からも同様の発言があったというふうに認識しております。このご意見についてのお答えですが、既存の管理型処分場の活用に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施可能とするため、極めて自由度の高い交付金を両町に措置することといたしたいと思っております。今後その規模等につきましては、県や町と協議し、まとまり次第皆様方にご提示したいというふうに考えております。これにより、他の復興施策とも相まって両町を初めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むことができるよう必要な措置を講ずるための基盤を整えてまいりたいと考えております。

最後に、9ページ目、地域の将来像についてをごらんください。復興庁におきましては、福島12市町村の将来像に関する有識者検討会を開催しております。富岡町、楢葉町からは、今もなお全町避難が続いていること、国から管理型処分場を活用した埋め立て処分事業の受け入れを求められていることなど、両町が復興に向けて厳しい環境に置かれている実情やこうした環境下における両町の復興に向けた計画、取り組みをお聞きしております。今後それらを十分に踏まえながら、12市町村の将来像

を中長期的かつ広域的な視点から作成するとともに、イノベーション・コスト構想も含めたその将来像の実現に向けた課題を整理して、今夏を目途に提言を取りまとめることといたしております。

以上が6月5日に国から福島県、富岡町、楢葉町に提示させていただいた内容のご説明でございます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行いますが、ページ数を示してそれで質疑を行っていただきたいと思います。質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今議長からページ数と言われたのですけれども、これは全体でやらせてもらってもいいですか。

○議長（塙野芳美君） いいですけれども、でもどの部分か、機宜的な部分があると思うので、そこを示して、総括的なものならそれはそれで結構です。

○5番（安藤正純君） 総括的なものでやらせてください。

今説明あったように、昨年は全協で3回、あとことしになって全協で1回、住民説明会は6回と、そういう環境省からの説明はありました。ただ、それは中身を環境省は全く聞いていないというか、答えありきで、国営化すればオーケーだなというようなこれ回答なのです。

なぜかというと、地域振興策として重要度の高い交付金の創設。これ誰が聞いても、お金を上げるから迷惑施設をもらひなさいと。そんなふうに言われているのと全く同じなの。確かに民営よりは国営のほうが安心はできます。しかし、フレコンバッグを積んでいくやり方、あのやり方はだめだよと。他県に言っているように、コンクリートの遮へい型にして安全にしてくださいと。なぜ富岡は、コンクリの遮へい型がだめなのかと。そういうふうに何度も質問しているのに、国営化だけで、お金を上げるからのみなさいと言われているのと全く同じなの、このやり方は。回数ばかり重ねても全然中身を聞いていない。

それで、国会において、環境委員会でも鎌形さんが答えてているのだけれども、時間がないという言葉使うのだ。もう時間がないからとりあえず現存のやつを使わせてくださいと。時間がないと言うのだけれども、1年も前に議会も住民も同じ方向性の答えを出しているのにとろとろ、とろとろ時間稼ぎしたのは国ではないですか。国が答えをおくらせていて、町長が地域振興策と言えば、では使い勝手のいいお金を上げるからのんでくださいと。コンクリートの遮へい型はどこに行ったのですか。

あとこの資料にもあるけれども、広大な面積がないと。面積はあります。最初からそこにつくりたくないから面積がないのです。以前私こういう発言もしました。そんなにエコテックに置きたいのであれば、エコテックにコンクリートの遮へい型をつくればいいのではないですかと。そうすれば安全も高まると。他県に示したものと富岡に示している内容が全く違うと。その辺についてもう一度説明してください。

○議長（塙野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 安藤議員、ありがとうございます。

私も決して答えありきで考えているわけではありません。私どももこの放射性物質に汚染された廃棄物をどうやつたら一番福島県の皆様方にご迷惑をかけないように処分をしていけるかということを真剣に検討してまいりました。その中で、福島県の場合には、ほかの県と違いまして非常に大量の廃棄物、それから除染に伴う廃棄物、そういうものがございます。そういう中で、これをどういうふうな形で一番適切に処理を安全にしていけるかということを考えたところ、中間貯蔵施設とこのフクシマエコテッククリーンセンターの活用と、この2つをセットで除染廃棄物あるいは放射能濃度が高い10万ベクレル以上の廃棄物については中間貯蔵施設に、それから10万ベクレル以下のものはフクシマエコテックにという形で役割分担をしてこの大量にある廃棄物の問題を解決していきたいというふうに考えたところでございます。

それで、フクシマエコテッククリーンセンターで処分する部分は、65万立米という大変な量の廃棄物でございます。一方、他県の廃棄物というものは1万ぐらいと。そういうレベルのもので、そこが大きく違うところでございます。また、こういった廃棄物を、放射能に汚染された廃棄物をどうやつたら一番確実に安全にきちんと処分しているかということにつきましては、この特措法のもとに処分基準を決められておりますが、それも専門家で構成される検討会による科学的な議論を経て決めていったものでございます。そういうものに基づきまして、このエコテッククリーンセンターでの処分につきましても多重の安全対策というものを実施するということで、この資料の参考のところにもつけてありますが、さらにそういった追加対策、これは議員の皆様方からいろいろご意見いただいて私もとして考えてきて決めたものですが、そういうものとあわせてやっていこうということにしております。

また、このエコテッククリーンセンターでの計画案につきましては、福島県が設置した専門家による検討会で審議され、埋め立て処分の安全性についても確認をいただいているというものでございます。そういうことから、私どもとしては一番安全に、確実に処分をするためには、このエコテックを活用させていただきたいというふうな形で考えておるものでございます。

それから、帰還困難区域、高線量の地区に新設すべきというご意見につきましては、2月の19日の全協においてもお話をさせていただきましたが、端的に言うとここに書いてあるようなことからなかなかそういうものをつくるのは困難であるという結論にせざるを得ませんでした。

それから、この交付金につきましては、やはりこういった安全対策に万全を期してもそういった住民の方々の不安あるいは風評被害、帰還意欲の阻害、そういうものには何か対処していく必要があるだろうということを町長からもご意見をいただき、私どもとしても同様に考えるところでございますので、それにつきましてはそういった風評被害や帰還意欲の阻害といった課題をできる限り緩和で

きるような事業、さまざまな事業を実施できるようなそういう付交付金というものを措置するということを国として提示させていただいたものでございます。決してお金を出すから迷惑施設というような考えではございません。こういったものをここで活用させていただくに当たっては、やはりそれを緩和するための対策、事業、そういうことを実施していかなければならない。そのための必要なものというのは、交付金という形で措置させていただく。こういった考え方でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 福島県内は65万立方、県外は1万立方と。1万立方が危険で65万立方が安全だということではないから。65万立方のほうがはるかに安全対策をとらなければならないと。他県のほうは、コンクリートの完全の密閉型、それで65万の福島県内のほうはフレコンバッグに積み上げていくと。誰が考えてもこれ逆だと思う。やはり同レベルでコンクリートの遮へいで完全に密閉すると100年たって1割、2割にしか減衰しないわけだから。100年たっても結局は1万、2万のベクレルの数字が残るわけだから。3,000とか8,000の話ではないわけだから。そういうことを考えたときに、やはり私はコンクリートの遮へい型はこだわるべきだと、そういうふうに思います。

あと全体像、これから1Fが高レベル放射性廃棄物、原子炉本体の解体、それから建屋とか低レベルと、そういうものの解体が来て、日本で最終処分場が決まっていない今の段階では、かなりの長い間、学術会議だと100年、200年単位で仮置きをしようと決まるまでの間、そういう話も出ていますけれども、かなりの長い間に仮置きしなければならないと。そういうものを総合的に考えたときに、高レベルある、低レベルある、指定廃棄物あり、特定廃棄物がある。これは、集約べきでしょう、1F近くに。国が音頭をとってばらばらにするのではなくて、近くに持っていくべきではないですか。そういう全体像が全然見えてきていない。今がよければいいというやり方。そこに産廃の処分場があるから、ではそこに入れようとか、場当たり的な考え方しか私は見えない。

それと、先ほどの交付金の話。私は、こういうふうになった以上は、核の放射性廃棄物の処分場をもらう、もらわないに係なく、国は、国、東電はこれは責任持って交付金は交付すべきなのだ。何かタイミングが迷惑施設、ごみをもらうから上げる、そんな感じがありありなの。今違うという発言をしましたけれども、このエコテック引き受ける、引き受けない関係なく、国の責任があるわけだから、前の状態に戻るまでは国は交付金は受けなければならない。私はそう思うのです。あたかもこれをもらえば上げますというようなそんな言い方だから、この新聞読むと。

その辺もう一回回答してください。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

まず、初めの他県との違いの部分、遮断型構造という話ですが、他県は10万ベクレルを超える廃棄

物も含まれております。福島の場合には、10万ベクレルを超えるものは中間貯蔵施設で保管するという形にしておりますので、10万ベクレル以下がエコテックに入ってくるものというふうに考えております。特措法の基準のもとでは、10万ベクレル以下であれば管理型の処分場で安全に処分できるということになっておりますので、それに基づいてさまざまな追加的な多重の安全対策を加えまして、私どもとしては安全に処分できるというふうに考えておるところでございます。

それから、濃度につきましては、減衰によって100年でおよそ16分の1になるというふうに考えておりますので、相当程度100年たてば8,000ベクレル以下になる部分が大半になるのではないかなどというふうに考えております。

それから、全体像、1Fのそういったことも考えてやっていくべきというご意見ありました。これについては、私どもとしてはやはり現状のこの廃棄物の問題、早急に復興、帰還のためには解決していかなければならない。そういうことから、できるだけ今早い段階でそういう問題を解決できるような方策ということを考えていかなければならないということでこのエコテックの活用ということをお願いしているというところでございます。

それから、交付金については、当然この原子力災害全体についてはもちろんほかのさまざまな交付金、今福島復興加速化交付金ですとか原子力災害からの福島交付金ですとかさまざまな交付金ございます。今回お話をさせていただいている交付金というものは、このエコテックを活用するということに伴う風評被害あるいは帰還意欲の阻害、そういうものに対処するための交付金ということで、全体とはまた別のそれに特化したものという位置づけであることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 他県は10万を超える、富岡は10万以下だ。10万を超えるても10万でも危険なものには違いない。迷惑なものは、どこまで行っても迷惑なのです。3万でも5万でもこれは迷惑なのです。10万以下であれば特措法で安全だと。安全とは言わないまでも、特措法は暫定的に私は決めているものだと思っているのだけれども、やはりそこに住む者としてはコンクリートの遮へいにはこだわりたいと。

あと100年たつたら1割、2割に減衰すると。これは、環境省の人に私が質問して答弁の中で出てきた答えです。16分の1という答えはなかったです、当時は。私も知識がないから、専門家の環境省の方に100年でアバウトで結構ですからどれくらいになりますかと、1万、2万でしょうと、10分の1から10分の2ですよと、そういうふうな答えをもらって、ああ、100年たっても1万ベクレル、2万ベクレルなのだと、そういうふうに思ったから私はずっとそういうふうに思っていました。

早急にと言いますけれども、先ほども言ったように、住民説明会終わってもう1年もたっているのだ。1年もたっていて早急にというのは、環境省は逆に私はあなた方に早急に答えを出してもらいたかった。何やっているのと。ボールは環境省に投げられた。いつまでも答えを出さないのは環境省の

ほうです。

くどいようですけれども、双葉郡の全体像をよく考えてください。もう高レベルは出ますから、間違いなく、低レベルも。溶融燃料の取り出しも出ますから、使用済み核燃料の保管も出ますよ、これは。そういうときに、トータル的に考えて拡散させるべきか集約させるべきか、その辺をよく考えてください。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

私どもその特措法の基準というものは、特措法というものは議員立法で特別措置法ということでおっしゃるとおりですが、処分基準につきましてはきちんと科学的な議論を有識者にしていただいて、それで決めたものでございます。そういうもののため、私どもとしては10万ベクレル以下のものであればこういった対策を施することで安全に処分できるというふうに考えているものでございます。

それから、時間が非常にかかっているではないかというご指摘いただきました。これ本当に申しわけないのですが、私どもとしてはやはり地元のご理解を得ていくために、いただいたご意見、これについて一つ一つ真摯に検討させていただきました。そういう中で非常に時間がかかってしまったことは本当に申しわけないと思います。

ただ、やはりそういうご意見に丁寧にお答えしていかなければまたこの問題ということも進んでいかないというふうに思いましたので、時間をかけさせていただきました。

済みません、以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 済みません、1点だけ聞きたいのですが、前回やったときも安全、安心ということで確かに説明は受けました。

ただ、あのときに安心という言葉をちょっと勘違いされていたのではないかと。安心というものは基本的にこれから町民が納得して、見える安心という形で持つていかなければいけないのについては、その辺が全然前回の表にはなかったと。今回もこの11ページの表も前回とまるっきり同じですよね。あのときも私ども遮へいはしなければいけないと訴えていた。

それとあともう一つは、あのときにコンクリートも言いましたが、実際的に前回のこのような写真は前から変わっていない状況下。そうすると、あのときにいろいろ紅葉川とかいろんな面での河川が下に富岡川にありますと。その対策も出てきたはずなのです。今回国有化をフクシマエコテックするのはいいのですが、それででは簡単に言うとつくる工法は変わっていませんよと、入れ方も変わっていませんよと。では、今度は何かあったときに、では私ども国有化はやるけれども、ほかの河川ではどうなのというそういう実際的にはこういうものも打ち上げていないという状況下については、本当

に安心というものはどうなののかということをちょっともう一度お聞きしたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

前回宇佐神議員からもそういう目に見える安心のための対策が必要なのではないかというご意見いただきました。そのときにもお答えさせていただきましたし、また改めて考えてまいってもやはり同じ答えに、済みません、なってしまうのですが、安心確保のためと言いましても、一番は安全、これを犠牲にするような対策では本末転倒になってしまいますので、そういう観点からいろいろと私どもも考え得る目に見える対策というものを検討してまいりました。

しかしながら、先ほどおっしゃった遮へいですかコンクリートですかそういったものは、なかなか安全を犠牲にせずにやるという点は難しいと。それで、ただ安全性の向上に寄与する対策につきましては、これまで議員の皆様方からのさまざまな意見ということも踏まえましてこの資料の中で説明させていただいております追加対策、これを考えて盛り込んでまいりました。また、今回国有化ということも決めました。こういった対策、これにつきましては2月の19日では、全員協議会に対しては、議会の皆様方には説明させていただきましたが、住民の方々に対しましては昨年の6月の説明会以来直接ご説明させていただいているという状況ですので、こういった埋め立て工法についての追加的に決めたジオプリットですかそういうような対策についてもまた丁寧に住民の方々にもご説明させていただき、また国としてきちんと国有化をしてこの管理をしっかりと現地事務所も整備して、監督者も置いてやっていくということを丁寧に説明していく中で住民の方々の安心をできるだけ得られるように私どもとして努力していきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 言っていることはわかるのですが、基本的に町民にこれから説明するということになるときに、工法は変わっていない、それでシートでくくるという形前回も言わされました。前から言われています。ただ、今回は、あのときに前回も言ったと思うのですが、シートとコンクリ遮へいと一般町民はどっちが遮へいとして向くのだとなつたときに、やっぱりコンクリという認識は持つでしょう。そうした場合、やっぱりその面を考えないでまた出されても、単なる国がその1力所だけ国で国有化にするから管理するよと。それに対して安心してくれと言つても納得しないと思うのですけれども。

ですから、決してコンクリが云々ではなかつたとしても、どう見ても、どんな形見てもシートよりコンクリと思う方が多いと思うのですが、単純に考えてもそう思うのですが、そういう面もできないというのもちょっとおかしい面もあると思いますが、どうでしょうか、見えるあれとして。

○議長（塚野芳美君） 川又さん、遮水シートの件とそれから放射線の遮へいということがどうも混同している部分がありますので、両方丁寧に説明してください。

川又さん。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問ありがとうございます。今議員のほうからおっしゃっていただいた点のうち遮へいについて補足説明します。

この我々がお示ししている埋立処分計画では、廃棄物を埋め立てるごとに中間に土壌層もしくは水を通しにくい層を敷きます。それを積み上げた上で、一番最後、埋め立てが終了した際には最終覆土としてさらにその上に土壌層として50センチの遮へいのための覆土を行います。この土壌による遮へいというのは、一般的に例えば除染の仮置き場であるとか、仮置きの際にも遮へいの効果として行われているもので、50センチの覆土によって放射線の被曝の低減が90%以上低減するということが確認されています。こういうことを踏まえまして、この埋め立て処分においては最終覆土をしっかりと行うという形で考えております。最終覆土を行った後に入っている廃棄物からどれだけの外部被曝がもたらされるかということについても評価しております。その結果、最終覆土を行った後の処分場の敷地で年間1ミリシーベルトもしくはその100分の1の10マイクロシーベルトというのが目安として、追加被曝線量の目安として定められているのですけれども、その10マイクロシーベルトよりも十分下回る追加被曝線量にとどまると、そういう形で抑えられるということも確認しております。

ですので、我々としましては、その最終覆土をしっかりと行った上でかつ埋め立て処分が終わった後も継続的に空間線量率などのモニタリングをしっかりと行って、その結果もホームページなど積極的に情報発信することによって埋め立て処分が安全、確実に行われているということを町民の方々、周辺の方々にご説明し続けたいというふうに考えております。

補足説明は以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ちょっと聞きたいことは違っていたなと思うのですが、では1つだけ最後に、もう3回なのでこれが最後なので言いますが、前基本的に埋め立てるというのはわかります。言っていることもわかるのです。ただ、実際的に埋め立てた後、中で実際的に、これ初期に、最初のほうに言ったときですけれども、切れたり漏れたりしたときに掘り返すという単純なこと言われたと思うのですが、そういう状況から見たときに町民は何かと、埋めても後に漏れるのではないか、どうなのかというのを不安感は残ると思うのですけれども、その措置は一切今回ある程度の安心の中に入っていないと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問ありがとうございます。

今のご指摘は、遮水シート、遮水システムにおける安全性の確保がどういう形で行われているかということだと思います。遮水シートにつきましては、二重の遮水シートを埋め立てる前に施しておりまして、かつその敷設した遮水シートが破損していないかどうかを確認するための検知システムというものも備えております。それを定期的に確認することによりましてその遮水シートの健全性を継続的に確認するという計画であります。

また、加えまして、この遮水シートが破損しているかどうかというのを確認するのは、そういうシステムに加えまして定期的にモニタリング、水質のモニタリングも実際に行ってまいります。ご指摘もいただきまして、その地下水の連続モニタリングを導入するということで、これは議会のご指摘いただいたて導入することとしております。そういう形で遮水シートの健全性を継続的にモニタリングするという考えです。

この遮水シートにつきましては、そういう健全な維持管理を行ったという前提で100年程度はその健全性が確保されるというふうに我々考えております。昨年の全員協議会でも万が一もし破損した場合どうなるのかというご質問いただきましたが、それにつきましてはその漏水検知システムによってその破損箇所を特定した上で、その破損箇所を修復するためにその周辺をケーシング等の工法を用いてその下に掘っていきながらその修繕を行っていくという考えです。その際に、さらにもしそうなったらどうなるのかと、それで本当に安全性が担保できるのかという件に関しましては、先ほど覆土を行った後の外部被曝の線量評価を行ったと申し上げましたが、もし万が一、これはないところでは仮定していますが、遮水シートが全くない状態でもそういう形になった場合にその地下水の移行も含めてどれだけ放射性セシウムが移行するかということも評価しております。その結果、年間の目安として1年間当たり10マイクロシーベルトを大きく下回る評価結果を得ております。当然のことながら、その評価結果だけではなくて、先ほど申し上げたように継続的に水質であるとか地下水、あとは浸水の処理水につきましても継続的にモニタリングを実施します。そういうことを積み重ねて総合的に行っていくことによって処分場の水に対する安全性の担保を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 5日、6日とテレビ、新聞等で随分富岡町を売っていただいて、本当私も何か知事に言う前に最初はやっぱり地元なのかなというような感じを受けたのです。そうでないと、わざと新聞に報道されてしましますと、フクシマエコテックありき、処分場をつくるということで、そこを利用するということを打ち出されると住民も余計反発するのです。

なぜかというと、今まで住民説明会等で住民から要望出されたことが3つ、4つあったと思うのです。1つは、やはり富岡町の玄関口、放射線量の低い場所にはつくってもらっては困りますと。2つ

目は、この安全性に問題があるからコンクリートの二重構造式の構造の処分場をつくってもらいたいということなのです。その3つ目、4つ目のこの国有化の問題、この安全性が問われている中、国有化してもらいたいというのがこの要望の中に1つ入っていたと思うのですが、これはやはりほかの地域で高線量地域のほうへ持つていて、そこで安心、安全のために、なぜ福島県の富岡町の産業廃棄物処理場フクシマエコテックを勝手に特措法で処分場を利用しても構わないというようなことを言って、そこから始ましたのです。もうかれこれ2年近く経過しているわけです。だから、いろんな要望出されても一向に耳を傾けないで、もうありきと、ここへ決めたというような方針で今まで環境省は来ているのだ。当然我々から意見も出しましたし、なぜかというと、やはり県内の復興、復旧は進むかもわからないけれども、富岡町の人口減につながることは目に見えてわかるのです。今現在2,000人か3,000人ぐらいしか戻らないというところにこの処分場問題が出されるとますます帰還をためらう人が多いのです。私は、それを一番心配しているのです。もうこれは、どんなことがあっても私はもう最初からこの場所は反対ですよということは言っていましたけれども、その辺のなぜ聞き入れないで5日にテレビ、新聞報道でばっと報じられて、町民から「何だ、富岡町議会は何の対策も講じないでもう承認したのか」と言われるぐらい言われているのです。この辺のことをどう感じて、もうこれは当たり前だと、知事が先だと、環境大臣が会うのは知事が先だというのは、これは環境省の考え方であって、我々町民としてはそういうことは聞いていられないということなのですが、その辺どういうふうに、説明していただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長（鎌形浩史君） エコテックの活用につきましては、まず私どものほうからどういう申し入れ方をしたかといいますと、2年前になりますか、当時の環境大臣、復興大臣から中間貯蔵施設と並んで活用させていただきたいということで知事と関係の町長さんにお願いしたというところから始まってございます。それは、まさにご地元のご理解を深めるということが大切ということで、議会、そして住民の方々にご説明をしてさまざまご意見を賜ってきたというところでございます。

それで、さまざまご意見についての扱いにつきましては、先ほどからさまざまご指摘ございますけれども、私どもとしてはご意見で受けられるところは受ける、それでただ安全をしっかりと保った工法をとることによって、ご意見どおりではないかも知れないけれども、ちゃんとした対応がとれる。こういうことを検討してきたというところで対応しているつもりでございます。

そして、今回の再度の考え方の提示というところに当たりましては、前回一番初めに知事、町長にまずご提案申し上げたところから始まっているというところもございますので、同じ形をとらさせていただいたということでございますけれども、議会、ご地元の皆様方に順番が逆ではないかというようなご心配をかけてしまったこと大変申しわけないと思います。

ただ、今後しっかりとご説明をさせていただきたいというふうに思いますので、その中でさまざま

またご意見賜れればというふうに考へておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） わかりました。今後そのように十分配慮していただきたいと思います。

それと、フクシマエコテッククリーンセンターは、特定廃棄物処分場ということになっているのですが、先ほどちょっと5番議員からも言われたように、指定廃棄物の他県の5県、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の5県の指定廃棄物処理場については、まだそれも富岡のエコテッククリーンセンターのように民家のあるところなんかどこも他県ではインターネットで見ると候補地に選んでいないです。やはり山の奥の人家の少ないところを選んで、それでもまだ候補地が決まらない状態なのです。ここエコテックセンターの説明をするもっと以前から他県では始まっているのです、このインターネットで見ると。候補地の選定は始まっているのです。それでもまだ決まらないというのに、それもコンクリートの遮断型の構造体で、先ほど1万立方メートル以下ということを言っていましたけれども、これはそれでも決まらない状態なのに、65万立米の10万ベクレル以下の低レベル放射性廃棄物かはわからないのですが、それは誰も受け入れることはこれは非常に構造上、産業廃棄物処理場にそれだけのものをコンクリートの固めたものを入れたり、ましてそうではないシートに固めて袋に入れて貯蔵したり、そういうことを埋めたりする。全然雨ざらしのままで埋め立てるのですから、こんな危険なこと、100年、200年後においてはこれは絶対許すべきことではないし、腐敗するし、これはどんな上を覆土して、遮水シートで敷いて覆土をすると言っても無理なことで、嵐もあればいろんな環境下に置かれるのです。そういうことから考えると、安全性にやはり問題がありますから、このエコテックセンターはこれは除外してもらいたいと。町民の要望である新たな……クリーンセンターで建設しても構わないです、コンクリート型に、今から2年かけても3年かけても、先ほど5番議員の言ったように。そういう構造体にして、屋根をつけて管理できる施設にしてもらいたいのです。その辺もう一度説明願います。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

福島県、先ほども説明いたしましたが、非常に大量のそういった汚染廃棄物が生じている。これにどう対応していくのがいいのかというところでこのエコテック活用ということで2年前にお願いをしたという状況でございます。また、安全性につきましては、先ほどもご説明させていただきましたがしっかりと有識者の定められた基準を遵守し、また追加対策もやっていくということで、決して危険なものではないと。我々きちんと安全性を確保してこのやり方で処分をしていくという考え方でございます。腐敗するというお話をましたが、腐敗するようなものは一旦焼却して安定化をして埋め立てをするということをいたしますので、腐敗する可能性はないということもご理解いただければという

ふうに思います。

また、さまざまな天災、地震ですとかあるいは先ほどおっしゃったような嵐ですとかそういったものについても、緊急時の対応策というものをきちんと定めまして、そういったときに作業をしている場合はもちろん中断するとか施設の健全性等をしっかりとチェックするといったような対応、そういったものをとっていくことでしっかりと安全性を確保してやっていけるというふうに考えております。

こういった処分場、そういったものを使っていくということにつきましては、当然地元の方々からさまざまなご心配、反対のご意見ということを受けざるを得ないような施設だというふうに認識しております。そのため、ただ復興のためにはどこかで処理をしなければいけないというところがあるのも事実ですので、そういった点でできる限りそういったご心配を払拭できるように我々も丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 心配を払拭できるような対策なのですが、やはり私先ほど言ったのは廃棄物そのものを言ったのではなくて、それを入れるフレキシブルコンテナのことを言ったのです。それはやはり長い100年、200年、300年、400年たつうちに必ずやこれは切れて漏れるおそれがあるのです。だから、それを心配しているからやはりコンクリート造でつくり直さないとだめですよと。何で今から2年かけて一流会社、ゼネコンを呼んで建設すれば簡単にできるのではないか、これは。時間は待てないとか。待てないのは、今まで、先ほど5番議員が質問したとおり、環境省のほうで時間を稼いで今まで延び延びに延ばしてやっていたことではないですか。やはりこの際ですから、住民が、町民が納得できるようなこの安全対策をとるのが一番いいのかなと。やはりコンクリート構造でやるのなら、このフクシマエコテッククリーンセンターを活用するのならそういう構造にできないのかどうか、もう一度伺います。最後ですので。

○議長（塙野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問ありがとうございます。先ほど2点あったかと思います。

まず、フレキシブルコンテナの件ですが、廃棄物を運搬して埋め立て作業を行うと。その際にこの収納容器に収納した上で周辺への飛散の防止の観点も含めてこの収納容器を使って埋め立てます。埋め立てに際しましては、これまでいろいろご指摘いただきましたが、埋め立てた層が安定的に崩れないように措置しないといけないというご指摘もいただきました。それに関しては、埋め立てを行った後のいろんな滑りの懸念を踏まえまして、いろんな安定計算行いました。これは、県のほうからの技術検討会でのご指摘も踏まえて、保守的な条件を設定をした上で安全性が確保できるということを確認しております。埋め立てた後は、そのフレキシブルコンテナというものはおっしゃったように何十年も何百年もというものではありません。フレコンで我々が機能を期待しているのは、運搬時とあ

とは埋め立て時において周辺に飛散しないような形でその機能が担保されていることが重要であって、埋め立てていって上に埋め立てできますと、例えばフレコンが破れたとしても、その健全度、安定度というものは確保されているというふうに考えております。

遮断型の件のご質問ですが、フクシマエコテッククリーンセンターというものは谷地に位置している処分場です。この谷地形を利用して管理型処分場を運営しているというものであります。ですので、この谷地形を活用しているのが管理型処分場の特徴でありまして、遮断型処分場になりますと当然谷地形というところはその適地というところにはもともと入らないということであるということもご理解いただければと思います。

補足説明以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 総括で。

○議長（塚野芳美君） いいです。話、別に11番さんがという意味ではないのですけれども、話整理してまとめてお話しください、まだまだ控えていますので。よろしくお願ひします。

○11番（高橋 実君） まず、8,000ベクレルの一般、わかりやすく質問します。除染に伴って富岡町では、この数値に値する分があるのか。それと同じく、特定の分の8,000から10万、幾らあるのかあるとすれば。10万以上、上限何ぼまでで、どのくらい予測しているのか、まず富岡分。富岡に来て話しているのだから、このくらいは勉強してきているだろうから、環境省だから。それに伴って、双葉郡残り7町村の、同じ質問。同じく12市町村教えて。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問ありがとうございます。

今のご質問は、除染で出てきた廃棄物や土壤についての濃度についてのご質問かと思います。

〔「ベクレルの分だけ」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 今この時点で今富岡町におきましては、除染、直轄除染を実施しているまさに最中であります。その状況を踏まえて、これから除染を続けて保管をして、その放射能濃度、線量の管理をしていくことになりますが、今ここで具体的に今まで行われているもののうちどういう分布になっているかということについては、今こちらで持ち合わせておりません。ただ、当然のことながら、置かれているその場所によりましてその汚染の状況というものは異なります。

ですので、今のご質問につきましては、8,000ベクレル以下の汚染土壤についても一定程度ございますし、8,000から10万もございます。また、除染で出てきた例えば草木類につきましては、現在はそれは一時保管されている状況でありますけれども、それはこの後仮設焼却施設において減容化処理

をした上で、焼却灰にした上で搬入することに計画であります。ですので、その焼却灰につきましては、まだこれから稼働し始めたばかりでもありますので、焼却灰になった後の濃度については出てきてからのことになりますが、10万ベクレル以上のものについても焼却灰は発生するというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 済みません。今回ご審議いただいている内容は、フクシマエコテッククリーンセンターを活用した特定廃棄物の埋め立て処分計画ということで、今高橋議員からお話があったこのフクシマエコテッククリーンセンターで埋め立てられる量ということについては、私ども把握しております。先ほど松崎が申し上げたのは、除染全体という話なので、そこは中間貯蔵に行くものですので、そちらのフクシマエコテッククリーンセンターの関係で申しますと、12市町村、旧警戒区域の部分は44万5,000立米、これがフクシマエコテッククリーンセンターに入るということになっております。

それから、富岡町については、このうち大体6万立米ぐらいが富岡町からエコテッククリーンセンターに搬入される量ということで推計をしております。もちろんまだこれから発生するものというのも大分ありますので、上下はすると思いますが、私ども現段階での推計ということではそういう量だと考えております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 64万立米のエコテックに被災地の10万ベクレル以下のやつを入れると言っているのだから、把握していないで、まず第1点。少なかつたらいい。64万が70万、80万になったときにオーバーしたやつをどのように考えているのか、まず1点。

ちなみに、富岡町の場合は、10万ベクレル以下というものは、毛萱4万3,000、仏浜2万7,000、ぎりぎり10万で本岡、あとはみんな10万超え、最大で32万ベクレル。ここからいくと、常識的に考えて富岡から離れていくばば低くなるのだから。飯館とか何かのホットスポット的なものはあるかもわからない。ましてや今度大熊は富岡より高いのだから、双葉も。そう考えたときに、あんたらに質問して回答が理解できないのだ。

さっきもエコテックの話、鎌形さんか、2年前からと言っているけれども、俺が知る限りは震災後1年ぐらいで事前調査入っているのだ、エコテックには。間違いなく入っているのだ。断言できるから、これは。きのうきょうエコテックと言っているわけではない。震災後1年足らずで入っている、現地には。そのうちの一人の人間だから、俺。

だから、この資料一つ一つにしたってそうなのだ。高線量のところのページだってよく自分でつくった人読んでみなさい。双葉、大熊の中間貯蔵どうするんだい。このつくった人、高線量地区云々かんぬんと文書つくった人よく考えて見てみなさい。双葉中間貯蔵関係は全滅になってしまっている、これ。現地に合わないので、机上の上の考えは。

だから、俺前にも言ったのだ、1日ぐらい弁当持つて現地に入ってよく見て歩けと。だから、俺あえて渡されたやつでページを追つて質問するのはいいのだけれども、何回も何回も指摘するようなんだ。

そして、何でベクレルの話からしたかというと、本当に64万をどのようにカウントしているか。富岡に来ているのだから富岡分ぐらいはその位置なんかはことしの秋ぐらいで終わる状態でいるのだし、その2もその3も28年の半ばでは終わる前提で推し進めているのだろうから、わからなければならない。小良ヶ浜、深谷地区で100町歩、仮置き、仮々置き場でやったわけだし。だから、正直何ぼこうやって一生懸命考えてつくってくれるのだけれども、理解できないのだ。ましてやこの追加対策①、廃棄物層の補強対策なんかも、前に渡されたものと全然何にも変わっていないのだ。偉い人が構造計算して大丈夫だとお墨つき出しているのだろうけれども、大丈夫だと言って1Fの1から4あの調子になったのだから。

だから、前回、前々回来たときに各議員が地すべりで云々かんぬんでこういうことできないか、ああいうことできないと言ったとき、何でこれを専門屋さんが大丈夫だと言ったとしても組み入れて何で文書に載せてやらないのだと。そうだろう。国有化の話だけだろう、これ、了解してきたの。だから、ここが何回来てもお粗末だと言うのだ。机上でぬくぬくと考えているからこういうことになるのだ。現場にそぐわないのだ。どうした。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。

11番さん、今言った毛薺、それから仮浜、ベクレルはそれは土の話ですね。

〔「そう」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 土は別でしょう。エコテックに関係ないでしょう、土は。

〔「土入っぺ」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 入らない。

〔「全然入らないの」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 入らない。

〔「焼却灰入ったけ」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、あと瓦れきと。

〔「何だ……」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、まあいい。私から言うのはおかしいので、その辺を含めて川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 済みません。先ほどちょっとご説明しましたが、フクシマエコテッククリーンセンターに入れるものにつきましては、先ほどの旧警戒区域の12市町村の関係の災害瓦れきですとか片づけごみですとかそういうのとそれからそれ以外の福島県内の焼却炉あるいは下水汚泥、そういうもので発生した8,000ベクレル以上の10万ベクレル以下の廃棄物、これがフクシマエコテックのほうに入っていくものになり

ます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） そうしたならば、ちょっと逆に聞く。不燃物、中間貯蔵に全部入るの。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 今申し上げましたように、その対策地域内廃棄物と我々呼んでいますが、その12市町村のところの旧警戒区域の災害瓦れき、そういうものはエコテックに入ります。その中には不燃物も含まれます。中間貯蔵施設は、除染に伴う廃棄物、土壌、そういうものが搬入されるという整理になっております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ最終的に本当に今答弁したやつで間違いないのですね。途中で変わらないね。変わったときには、国の総責任で大丈夫ね。

では、終わっていきます。

○議長（塚野芳美君） 川又さん、お答えください。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 今の整理は、中間貯蔵施設もそうですし、その前提で受け入れをしていただいているという理解ですし、エコテッククリーンセンターについてもその前提で受け入れをお願いしているということですので、それは変わりません。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） こちらの資料でちょっとお聞きしたいのですけれども、まず6ページの大きな2番の国有化のところで、答えの1つ目の丸で、言葉の中に国が事業主体となって最後まで責任を持って実施いたしますというふうになっているのですけれども、ここで言う最後というのはどういう状態を示しているのかお聞かせください。

それから8ページ、4番の地域振興策について、この2つ目の丸の1行目の後半なのですけれども、両町を始めとする地域や県が主体的にしっかりと地域振興に取り組むことができるよう必要な措置を講ずるというふうになっているのですけれども、先ほどから何度も出ているように、風評被害というか、ここにエコテックに最終処分場ができることによって町民の懸念というものが安心の部分、それが非常に厳しい状態になってくるわけですけれども、この文章を読んでいると、多分安心というものは最終的に町が復興していくにおいては、子供がいなければ話にならないので、お母さん方が特に子供をそこで自由に生活させていける状態というものが一番重要なことになってくると思うのですけれども、そういう観点からすると、国が国有化します、復興政策はしますと言うのですけれども、その子供たちがここで実際にこれができても安心なのですよ、安全ではなくて安心、安心なのですよというところに対する具体的な表記が全然ない……具体的なというか、施策の表記がないのですけれど

も、そういうことに関してやはりきっちと出てこないととてもではないけれども やはりこれをはいそうですかというふうになってはいかないと思うというふうに考えるのですけれども、そういうところの考えというのはどういうふうになっているのかちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。2点いただきました。

1点目のいつまで管理するのかということでございますけれども、これにつきましてはきちんとモニタリングを相当期間継続をしていきます。放射能濃度が十分に低下しまして処分場としての管理が必要でなくなるという判断ができるまでずっと続けるということでございます。ですから、モニタリングをしていく中できちと地元ともコミュニケーションをさせていただいて、必要とされる期間はずっと国として管理していくということでございます。

それから2点目、風評を懸念、そういうものは大変厳しいというお話をございました。子供が自由に安心して生活できるような状態、これをどうやって実現するかというご意見でございました。これにつきましては、やはりこういった安全対策というものをまずしっかりと丁寧にご説明さしあげることこれが第一歩だというふうに考えております。その上で、先ほどもモニタリングの関係ございましたけれども、24時間連続的に測定を大気、地下水、こういったものでやっていきますし、その結果は空間線量ともあわせてホームページにアップし、隨時ごらんいただけるような状態ということを整備していきます。そういう中で、きちんと線量も上がっていないということも確認いただき、また地下水あるいは大気にも漏れていないということをしっかりと確認いただく中でといった安全性についてのご理解を深めていただく。

それから、もちろん安心という点で言いますと、先ほどご意見ありましたように、帰還意欲の阻害、そういう風評被害、そういうものはございますので、その点についてはこの交付金を活用をしていただいてさまざまなそれに対応するような事業を実施していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今非常にまず終期、最後までの管理の最後のところなのですけれども、相当期間とか十分に低下して、相当期間というのは何が相当期間なのか、十分に低下というのは何なのか、ここが完全に不明なのです。ずっと説明を聞いていれば、まず外部被曝に対するそのところから放射線は出ないと。出ないという理由は、とうとうと説明を受けてるので、それに対してどうのこうのという反論はしません。

ただ、出でていないから安全なのですよということであれば、それは感覚として間違っていると思います。それは、そちらの感覚ではなくて、住民側が安心をできるための感覚としては間違っています。

ということは、中のもののベクレルがどういうふうになるかという状態だと思うのです。それをきちんと、途中でやめられても困るし、それがどこまできちっと管理してくれるのか、それが一番不安材料になってくるわけなので、その辺のところはきちんと数値の目標をそれなりに出していただかないと、例えば100年なら100年とか中間貯蔵と同じで30年なら30年とかという話が出てくると思うのですけれども、きちんとそのところはやっぱり考えていただかなければいけないというふうに思いますその辺の目標というか、そういうものをどういうふうに考えているのかも一度お願いします。

それから、安全の話はわかりました。安全の話はわかったのですけれども、安心の部分で国はただ数値を発表すればそれで今……これはもううちらではなくていいですよね。東京に行っていろんな訴えをしているお母さん方が安心をかち取るのにただ数値を発表するだけでそれでこここの地域が安心だというふうになるというふうにお考えなのですか。

2点お願いします。

○議長（塙野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 1点目につきましてでございます。私どもとして、現段階で何年間とかあるいはどういう状態になったらこの管理を終了するかということはまだ決めておりません。これにつきましては、地元の方々とも今後もし活用のご判断をいただけるということであればそういったことも議論していく必要があるということは認識しております。

1つ、先ほど遠藤議員のほうから中の廃棄物のベクレル数、これが問題であるというご指摘をいただきました。それは、一つのメルクマールといいますか、ものになると、指標になるというふうには考えております。今エコテックに搬入するものというのも指定廃棄物というものであれば8,000ベクレル超10万ベクレル以下ということになりますので、法律上でも8,000ベクレルというのは一つの目安といいますか、その対応の基準になっておりますので、そういったことも一つ判断材料であろうかと思います。

いずれにしましても、この点につきましてはしっかりとしましても地元のご意見も聞きながら考えていきたいというふうに考えております。我々としては、もうしっかりとそういう懸念があるときまでは十分長期にやっていく、管理をしていくという心構えでありますので、その点についてはまた詰めさせていただきたいと思います。

それから2点目、安全はわかるが、安心が問題という話です。もう数値を発表するだけでそういう皆様方の安心十分得られないのではないかというお話でございました。その点につきましては、一つ資料の中でも示させていただいておりますが、参考資料のほうの14ページ、最後の部分でございます。地域住民の方に参加いただいたモニタリングということも考えております。百聞は一見にしかずということもございますし、しっかりとご自分の目でごらんいただきまして、きちんとそういう埋め立てがなされているということをご確認いただくとともに、その際にどういった形でモニタリングを

しているかとかそこの現場でもしっかりと見ていただいて、また数値についてもご確認いただいて、そういう現状についてご理解を深めていただくという活動もしていきたいと思います。また、そのほかにも皆様方のご指導もいただきながら、いかに住民の方々の安心を確保していくかということについては、引き続き考えてまいりたいと思いますし、先ほどそういった風評被害等を緩和するための交付金を使った事業ということもさまざま考えられると思いますので、そういうところでも充実を図っていければというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 最後にに関しては、一応それで理解を……納得はしていないですけれども、理解はしました。

安心のその風評のところなのですけれども、これは最後に、やはり我々もそうですけれども、最終的に将来的のことを考えていたら、今東京にいる、東京に限らずですけれども、対外的にいる人たちが富岡町にいろんな形で遊びに来ていたりとか何かしていた状態が取り戻せなかつたら話にならないわけで、これがあることによって富岡にはあそこに最終処分場あるからあそこになんか人は連れていけないよとなつたら、それが風評被害ではなくて、それが現実になってくると思うのです。それに対してどういう施策をするのかということは、きちんと考えてもらわないといけないし、そういう不安をきちんと取り除いていくことをしていってもらわないと、ここにこの施設をつくってしまった後我々はどうしようも立ち行かなくなってしまうわけです。

いや、だからずっとちゃんと国が何十年もそれこそ面倒見てくれるというのならいいのですけれども、そんなことは多分国も考えていないでしょうから、そうしたならばやっぱりきちんとしていくためにはそういうところが必要になってくるので、特に子供に対する安心というものは、数値とかではないので、そのところはもう少し考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長（鎌形浩史君） 今安心の確保のためにしっかりとした施策が必要だというご指摘ございました。そのとおりだと思います。

ただ、ご発言の中で何十年も管理していくつもりはないのではないかというご発言いただいたのですが、私ども先ほどの最後という議論に最も関連するのですけれども、何十年も管理していくつもりでございます。その最後はいつというふうに切るということについての考え方方がまだはっきりしないということなので、例えば一つ、先ほど8,000ベクレルというものが一つのメルクマールになるというようなこともこちらから申し上げましたけれども、逆に言うと8,000ベクレル以上のものが中にあるということがはっきりしている限りは我々は管理をしていかなければならない。少なくともそういうことは思っておりますので、そこだけはちょっと申し上げておきたいと思います。

安心に関しては、やっぱり私どもそういう意味でしっかりと管理しているということを示

していく。地域の皆さんに示していくことも必要ですが、しっかりととした管理をして問題が起きていないというような状況を全国的にも発信していくことが大切だと思いますので、そのやり方についてはしっかりと考えていきたいと思いますけれども、よくよく全国に対してこういったエコテックについてはしっかりと管理しているということを実際に管理運営の中でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） あと何人いらっしゃいますか。ちょっと時間の配分上確認したいのですけれども。1名ですか。

3時15分まで休憩いたします。

休 議 (午後 3時05分)

再 開 (午後 3時14分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

そのほかございませんか。

8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 今回の案ですが、国有化、そして交付金ということにつきましては、一定の前進があったのかなと。その点は評価しております。

しかし、今までの議論の中で安心、安全、住民の不安の払拭という点につきましては、各議員からいろんな意見ございましたけれども、その辺はまだまだ不十分なのかなと考えております。1つは、遮断型にすれば議員の多くも納得すると思うのですが、例えば10万ベクレル以上は中間のほうに持っていくよと。それで、エコテックはそれ以下のものを入れるよという話でございますが、例えば9万9,000ベクレル、これはエコテックに入るわけです。それで、10万ベクレルは中間貯蔵に持っていくて30年後に搬出するわけですが、この影響の違いとはあなたたち説明できます。できぬですよね。ただ、専門家が法律つくるのにどこかで線を引かなくてはいけないから10万と引いて、それ以下はエコテックに入れますよと。それ以上のものは中間貯蔵のほうに持っていくて30年後に搬出しますよと。こういったことが実態かなと私は思っているのです。

ですから、よその県並みにああいう行動で別なところにつくればベストなのですが、例えばエコテックを利用するにおいても、よその県とは全然別な方法で、完全に遮断型のものを構造物をつくってその中に入れて、そして国有化で管理していただければ住民の払拭はある程度不安は払拭されるのかなと私は考えております。

ですから、今まで何回も全協で説明を受けまして、その中で一番重要な点は何も改善策が見えないということで、それで必要条件、最低限の必要条件はクリアしますけれども、これは十分条件でありませんので、今言ったような問題を全然クリアしないで、札束で顔はたけば納得するよと、そういう

ことではございませんので、また遮断型のことをどのように考えているのかお答え願います。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

そういうご意見も去年、昨年の説明の中でもいたいたところでございます。それで、2月のときにもご説明しましたが、私どもとしてそういうことも真摯に検討をいたしました。ただ、先ほどちょっと松崎のほうも申し上げましたが、エコテック自体は谷地形を利用して管理型処分場ということで谷地に埋めるという形で相当の容量が確保できるものでございます。

一方、遮断型の施設といいますのは、平地につくって、5メートルぐらいの深さというところでやっていますので、相当面積で言いますと必要になってまいります。先ほどほかの県は1万程度以下であるというような、立米以下であるという容量のお話いたしましたけれども、そこで必要な面積というのがやはり2ヘクタールとか3ヘクタールとかその程度1万でも必要になってくるということございます。ですので、福島県の場合、エコテックで65万立米やるということになりますと、相当程度広い面積が必要になってまいりまして、エコテックの面積は9ヘクタールぐらいですから、そういう点から言いますとあそこの中で遮断型構造でこの65万立米という汚染廃棄物を処分するというのはできないという結論にならざるを得ません。そういうこともありますと、先ほど申し上げましたけれども、基準自体はしっかりと有識者の方にも検討していただきましたし、そのエコテックの計画自体も安全性という点ではご検討いただいているので、そういうきちんとした安全に管理型処分場という形で処分させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） これ水かけ論になりますので、1回でこの件につきましてはやめますけれども、前回よその県のような構造物を持ってくればできないよと、面積が足りないよと、そういう話は聞きました、十分。何もよその県のような構造物持つてくる必要はないですか、遮断型するのに。例えば、参考になるかどうかはわかりませんが、原発建屋をつくるとき、くいをがんがん打つて、それで地盤を強化して、その上に建屋なり何なりつくったわけなのです。ですから、強度計算とかそういうものは、専門家がそれで御飯食べている人が多いわけですので、もしやる気があればエコテックのところにも私は十分できると思っているのです。海底でもトンネル掘る時代ですので、お金とやる気があれば。

あともう一つは、十分安心ですよということですけれども、ではなぜ10万以上のものは中間貯蔵に入れて、それで30年後に搬出するのですか。では、9万9,000のものは全然安心なのですか。その辺しっかりと答えてください。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） エコテックの中でそういう遮断型構造で何らか工夫をしてできるようにならないのかというご質問でございました。これにつきましては、2月のときにもご説明させていただきましたが、安全性あるいは作業性、そういう技術的な問題からやはり深さは5メートル程度にならざるを得ないと。そこは、全国の遮断型の設備でもおおむねその程度ということになっております。これも廃掃法のほうで規定がある形であります。

ですので、我々としてはそういう安全性の確保を第一に考えてやっていくに際しては、やはりそういう形でそういう基準を緩めてやっていくということはしてはいけないのではないかというふうに思っております。

それから、もう一つの2つ目のご質問でございましたけれども、中間貯蔵10万超を持っていくというお話についてですが、これについてもこの福島で大量の汚染廃棄物、これをどう処理していくかということを政府として考えていった結果、中間貯蔵施設とエコテックという役割分担で全体処理していくことということで考えたところでございます。中間貯蔵施設につきましては、福島県の被災者であり、物すごく重い負担を担っているところにつきまして、ずっとそこに置くということではなくて、30年保管するという考え方で導入し、またご理解を得たというところでございまして、また先ほど申し上げました10万以下については管理型の処分場で安全に処分ができるという科学的な知見から定められた基準、そこがありましたので、このエコテックを活用してその大量の汚染廃棄物を処分する。こういう計画を立てさせていただいたという経緯でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 何ですか。もう一度では再確認してください。

○8番（渡辺英博君） ちょっと答弁が続いていますので、例えば私が2番目に質問したのは、この10万のものはとにかく中間へ持っていく、法律によって。それで30年後に搬出するわけです。エコテックに例えばでは9万9,900でもいい、ものはエコテックに置くよと。これは、片方は、法律上はどこかで線を引かなければ法律はできませんので、専門家が引いたと思うのです。

では、私はほとんど危険というか、そういうものは変わらない。恐らく環境省さんも説明できないと思います、どの程度危険なのか、この10万近傍の廃棄物について。それで、片方は半永久的にエコテックに置くよと。片方は、繰り返しになりますけれども、そのように処分するよと。では、エコテックに入る例えば9万8,000でも何でもいい、そのものは本当にそこに処分して大丈夫なのかどうか、その辺しっかりお答え願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 今ご指摘のとおり、10万ベクレルを目安にして、10万ベクレル以下は管理型処分場を活用して十分な安全対策をとるということですが、当然それが10万に近い濃度であったとしても、それよりも低い濃度であ

ったとしても、基準を定める際には最大10万の廃棄物を処分するとなった場合でも安全に処分できるような基準を定めているということでありますので、先ほど多重な安全対策と申し上げましたが、幾つかの溶出しやすいものはセメント固化化し、土壌層を敷設するもしくは最終的に浸水処理として出てくる際にそれが基準値を下回るような形で確実に確認をした上で、必要であればゼオライトの吸着層を通すというようなことを今回基準に基づいて処分計画を定めております。この処分計画に基づいて実施することによって、たとえ10万ベクレルに近いものであったとしても安全に処分できるというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 例えは遮断型、物をつくるのにはいろんな基準がございますので、それに当てはめる場合はエコテックに遮断型のものはつくるものはちょっと難しいよという話だと思うのです。

ですが、処理するのに大部分はこの県内というか、全国のものと比べても圧倒的にエコテックで処分するものが多いわけです。ですから、今までの基準はこうだからこうだよというものでは全然話が進みませんし、あと地元住民も安心、安全という面で納得しませんので、ですからあくまで特例なり何なり、福島県のエコテックはこういう型で、こういう感じで今度遮断型のこういったものをつくって処分しますよと。そういうふうにできないのかどうかというのが1つとあと、繰り返しになりますけれども、例えは物事を決めるのにどこかで線を引かないと法律でも何でもできませんから、基準というものは。だけれども、この近傍のものは、片方は30年後に搬出しなくてはいけない、片方はそのまま処分しても大丈夫ですよと。あなた、そういうちゃんと証明できます、安全性というところでできないでしょう。ただ、専門家がいろいろ議論した中で、基準をつくらなければいけないから10万というところで線1本引いただけではないですか。

だから、中間貯蔵へ持っていくのとほとんど変わらない危険性を持ったものをエコテックに入る可能性が十分あるわけなのです。ですから、そういうことも踏まえて、富岡住民の安心、安全という面、それで何とか遮断型のものをつくっていただきたいと私は思うのですけれども、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

私ども決して今までの基準がこうだからそれに従ってやっていかなければいけないという発想で考へているわけではありません。何度も繰り返しになりますが、我々としてはいかにしっかりと安全性を確保してこの埋め立て処分事業をやっていくかということを第一義的に考えて計画を立てております。その観点で申し上げまして、遮断型構造、先ほど言いましたように、非常に広大な面積が必要になります。エコテックの場合、大量に65万立米ございますので、エコテックの敷地の中で遮断型構造

をしっかりと安全性を確保した上でやろうといたしますと、ほかの県の例で考えると数万立米ぐらいしかやったとしてもできないというふうに考えております。そういう意味で、残りその六十数万立米をどうするかという問題はまだ未解決のまま残ってしまいます。そういうことで、私どもとしては管理型処分場ということでしっかりと安全対策を重ねた上でこちらでやらさせていただきたいと。それについては、先ほど、その周辺の影響がどうなっていくかということが非常に大事だというふうに思っております、そういう意味で言いますと、きちんと最終覆土をやれば、先ほど松崎が申し上げましたが、年間10マイクロシーベルトよりも十分低いレベルになるということで評価をいただいておりますので、そういう意味で周辺住民の方々の安全性ということはきっと担保できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 安全性の問題から議論されていましたので、今の関連からちょっと質問させていただきます。

何か質問と答弁が折り合わないような状況が見受けられるのですが、私は当初困難区域につくったらどうですかというのは、要はエコテックみたいな沢を利用した施設もあり、きちんとした管理される施設にすれば膨大な土地が必要だと、工程的にもかかると。私ら要望したのは、きちんとしたコンクリートの建屋の施設をお願いしますよと言ったときに、環境省さんが持ってきた答えは、沢が浅くてできない、沢が浅くてエコテックみたいに1つの沢で100万立米も90万立米も入れる場所がないと

しかし今の議論を聞いていますと、エコテックに管理型のコンクリートの建屋をきちんとつくるには場所が狭過ぎる。当然ですよね、そんなの無理な話ですよね。それで、福島県以外の5県では約1万立米だと。1万立米だと1町歩くらいの土地で間に合うだろうと。一番最初我々が困難区域と言った場所にはどのくらいの土地あるかわかります。その1点。どのくらいの膨大な土地があるか、その1点。あとそこにつくる、つくらないは、いろんな法律とかクリアしてこなくてはならないと思いますので、それはまた後の問題として。

あときょうこれいただいた資料から見てとると、この資料の3ページ、いただいたご意見ということで、富岡町からいただいたご意見、遮断型の施設を建設すべきという要望が大変多かったのです、今も言ったように。その中で、前も私言いましたが、環境省さんはできない理由だけを並べてきている。私らは、こんなのはできない理由にならないと思っているのです。実際何を言いますか、2.の広大な面積の土地を確保することが必要であるということで、広大な土地、100町歩くらいなら何とかなりそうな、なるのかなと思うのですが、あくまでもこれは地権者が絡んでいますので、ここではどうのこうのは言いませんが、困難区域全体で見ると多分300町歩くらいはあるのかな。それで、大半人の住んでいない地形であっても、ここで例えで言わせてもらえば、太平洋ブリーディングさんの

敷地だって33町歩あるのです、あそこで所有している部分だけでも、こういう席で名前出して申しわけないですけれども。そういう意味から言うと、これはもう全く該当しないと。

2. の整備完了まで長期間を要するということも、本来2年目です。震災の2年目にちょっとこういう議論が出たのです。それをひた隠しにして国のはうでは表に出さないで、急にここに来て1年ちょっと前から浮上してきたという。時間をとっているのは、全く国のはうなのです。この辺は、エコテックの議論に入ってきて、深く入ってきましたので、簡単にそれが決まると思っているのはちょっと間違いなのかなと私は思うのです。まだまだかかる可能性あります。私はそう考えているのです。

あと処分場の国有化、処分場は国有化にしますということで、きょうの会議始まる冒頭に町長の言葉からも国有化に関しては評価するという答弁がありました。私も国有化については、皆さんが必要したことだからこれは評価します。

ただ、国有化にしてどこが管理運営団体になるのですか。どこが管理するのですか。環境省の常駐する施設もそこの地内か離れたところにだかわからないですけれども、つくって常駐させますよと。ただ管理職を常駐させるだけで、まさかエコテックの今の管理運営団体をそっくりそのまま残してやるという考えではないと思うのですが、その辺もお答えください。

あと安心、安全ということを本当に安売りのように語っていますけれども、安全、安心をそれだけ語るのであれば、やっぱり地元の要望を聞くべきなのです。安心、安全なんて絶対あり得ないですから。今まで最終処分場の決め事が放射能汚染物質入れるような決め事はなかったわけですから、そういうものに耐え得るだけの施設にはなっていないのが私は現状だと思うのです。ましてや民間でつくった施設ですから、最低限で法律をクリアできる施設だと思うのです。それにこの震災後に国は放射能汚染物質という1項目を地元にも相談しないで入れてしまったわけでしょう。そんな状況の中で安全が保てるのか、安心が保てるのか。これは、私は問題だと思います。

先ほど一番最初に、この会議始まる前の会議で東京電力さんが来ていろいろ会議やっていたのですが、あそこでノッチタンクの水漏れ指摘されて、その配管から水漏れしたということで、その配管を取りかえるという話になったのです、これ余談ですけれども。その配管を放射能セシウムとかそういう部分にどのくらい対応できるのですかと言ったら、20年から30年という話が出たのです、専門分野のはうから。そうすると、処分場の下に多分ポリエチレンみたいなそういうシートを張ってあるのだと思うのですが、そういうもののきちんと分析調査をして、放射能汚染物質、セシウムとかいろんな物質ありますね。そういうものが影響するかしないかきちんと科学的に立証済みなのですかこれは、県のはうが一番やっぱり重要視しなくてはならないことだと思いますが、県のはうでそこは許可出しているわけですから、どういうものを使ってどういうふうになっている、全てわかっていると思いますので、そういうことを全て立証済みなのか。二重構造になって真ん中に電気か何かの線を通してあって、漏れたらそこで感知して漏れたのわかりますよというそういう構造はもう何回も説明聞いていますから。

あとは、管理体制の中で4番議員さんが聞いていました。では、何年間管理するのですかと。はつきり何年とは言いませんね。何年という問題ではないのです。日本の国が存続する限り国の責任のもとで私は管理すべき問題だと思うのです、震災前は放射能というものは全て国の管理下にあったわけですから。それをもうどうしようもない状況になってあなたたちは法律を改正してまで苦肉の策でやっているわけですから、私たち地元もそれに何とか対処しようとしてぎりぎりの線まで譲っている会議の中でやっているのです。だから、その辺をきちっと明確にしないで、安全、安心の言葉ばかり出てくるというのは、私はすごく不快感を持ちます。その辺をご答弁お願いします。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

ちょっと幾つかいただいたので、一部別の者で松崎のほうから回答いたしますが、まず初めに遮断型をつくるという、困難区域のほうにつくるということで、私どもの説明ができない理由にはならないというような点でございました。このことにつきましては、2月のときにもご説明させていただきましたが、やはり広さだけではなくて、その遮断型構造をしっかりと安全につくるためには幾つか条件があります。その地盤が安定してあるいは平たんであること。それから、遮断型というものは水を遮断するような施設ですので、近くにそういう水脈とか水流がないようなところ、そういったような幾つかの条件がありますので、そういったものも検討に加えますとなかなかその帰還困難区域であっても十分な大きさの施設をつくるというのはなかなか難しいという結論でございます。

また、そこのところが将来的な復興や帰還等を踏まえると、たとえ帰還困難区域であっても居住地域あるいは農地、そういったものを初めから犠牲にして考えるということも私どもにとってはできないというところがございまして、こういった難しいというような結論になってしまいました。

それから、2番目の理由の部分についてですが、これについて私どもこういったやりとりをさせていただいている中で、非常に時間がかかっていることに対しては、まず率直におわび申し上げたいというふうに思います。先ほど申し上げましたが、私どもとしましてはできるだけ地元のご理解を得るために丁寧に対応したいというふうに思っておりますので、そういった意味でいただいたご意見をいろいろといろんな角度から検討するという中で時間がかかってしまいました。今回もそういう国有化ということにつきましても、いろいろと検討、調整に時間がかかってしまって今の時期ということになってしまったことには申しわけなく思っております。

ただ、私どもとしては、そういう丁寧に対応を踏んでいきたいという思いからそういうことに結果としてはなってしまったということをご理解いただければというふうに思います。

それから、国有化に関連して、環境省が常駐するということについてですが、ここに現地の事務所を開設するということを書いております。そこは、もう地内にそういった事務所を開設するということを今想定をしております。そういった意味で、直接複数の職員がそこに常時待機をして対応すると

ということで、基本的に国が直轄で事業をやっていくということでございます。ただ、もちろんそういう作業をお願いするということは、事業委託をして実際やっていくということで考えておりますが、それについては1つではなくて、複数の事業委託をしていく必要があると思います。当然埋め立て地内で処分をしていくこともそうですし、それから運搬、それ全体を管理していくこともありますし、それから周辺も含めてモニタリング、この関連をしっかりとしていくこともそれぞれ別の業務として公募して事業委託をしていくというような形になるというふうに想定をしております。

それから、安全、安心については、そういう安心を特に得ていくためには、並大抵ではないというお言葉いただきました。私どももまさにそれをどういうふうに得ていくかということで、なかなか苦労をして、うまくいっていない部分もあると思います。そこについては、できる限り皆様方のご意見、そういうもののをいただきながら、できる限り安心を得るために努力をしてまいりましたし、これからもそういう努力をしていきたいというふうに考えております。

それで、管理体制について、何年という問題ではない、もう最後までやるべきだというお話をありました。私どもも先ほど鎌形からも申し上げましたが、もう最後までやっていくということで考えております。ですから、決して何年たったら私どもが手を放してしまうということではなく、ただそういったご質問をいただきましたので、そういうことについては具体的には先々に地元とも協議させていただきながらどういう対応をしていくかというのは検討させていただきたいということを申したことで、我々としてはもう最後までやっていくという覚悟でおります。

それから1点、セシウムの……。

○議長（塚野芳美君）　松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君）　遮水シートへの放射線の影響についてのご質問かと思います。遮水シートを敷設した上で埋め立てを行うわけですが、埋め立てのその順番としましては、現在上流側に既に埋め立てられている放射性物質に汚染されていない産廃がございます。これを一部下流側、まだほとんど埋まっていない区画ありますがそこに移して、それを移した上でその上に汚染廃棄物を埋め立てるという計画です。

放射線による影響、遮へいするという観点では、先ほど申し上げたように、土壌を敷設するということを申し上げましたが、通常の汚染されていない廃棄物につきましても、その廃棄物の層が一定程度当然あればあるほど上に乗る放射性物質に汚染された廃棄物に含まれるセシウムからの放射線の影響というものは十分遮へいされるというふうに考えております。既存の廃棄物の上にすぐにかつ放射性物質に汚染された廃棄物を埋め立てる前に土壌層を敷設します。その上で汚染廃棄物の埋め立てを行っていくという計画でして、遮水シートに対する汚染廃棄物からのセシウムの放射線影響というものは、今の申し上げた措置を施すことによって十分ブロックできるというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今の答弁からちょっと聞きますけれども、それはわかるのです。土をかけたり敷いたりすることによって、土を30センチかければ97%もう抑えることができるよとかいろいろありますけれども、皆さんが言っているのは、野ざらしのところにそういうことを講じても、雨が降れば下まで水は浸透していくわけです。その水と一緒に下まで漏れていかないのですか。セシウムとかそういう放射能物質を下まで漏れて当然行くと思うのです。そういうものに対して、そういうものが下まで放射能物質が行つても、そのシートに触れてもシートは問題はないだけの検証はきちっとしているのですかということを聞いているのです。絶対行かないのですか。行かないように私たちは屋根をかけてくださいと言っているのです。それ大丈夫ですから屋根かけないと言っているのです。では、大丈夫だったらそこまでの放射能物質がシートについてもシートの耐久性が保たれるのですかということを質問しているのです。

あとは、安全、安心に関しては、国のはうは最大限に安全、安心を確保するために鋭意努力している。言葉はわかります。安全、安心を確保するのであれば、なぜ我々が要望した地区を中に入つて目で見ただけで「ああ、これはだめだ」と判断しないで、何で今まで、このエコテック問題が浮上してからもう4年目に入るわけです。その間何でそういう部分を投げっぱなしにしておいたのですかと。もう当初からエコテックありきで国は来ているということ見え見えでしょう。エコテックありきで来ているのであれば、せめて管理型のコンクリートの建屋の施設にしたのではあれだけの広さでは1万立方とか2万立方しか入らないと。あのままの施設に上から来る水は全く入らないように屋根かけることだって国の方ならそんなのは大した問題ではないですね。私たちは、そういう努力してほしいのです。あなたの言葉で巧みに誘導される言葉は要らないのです。シートをきちんとそこまで検証しているかどうか、環境省さん、あと県のはうで。県のはうだってそれだけの責任はあると思いますので、その辺答弁してください。

○議長（塙野芳美君） 松崎さんですか。

材質のこととそれから雨水による放射性物質の移行とそれから遮水シートに対する放射線の劣化ということも含めて聞いていますので。

松崎さん、どうぞ。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 放射線への影響についてのご質問です。

まず、雨が入つて下に浸透していくのではないかというご懸念ございました。それに対しては、幾つかの対策を講じることとしていまして、まず作業しているときに雨水がなるべく入らないように、作業しているところ以外についてはキャンピングシートを張つて雨水の浸透を抑制します。加えまして、先ほど埋め立てている間に中間に土壌層等水を通しにくい層を敷くと申し上げましたが、土壌層を敷くことによりまして廃棄物に含まれているセシウムが時間がたつごとに、もちろんゼロではあり

ません、少し溶出してきたときにその土壤層で吸着する。その機能を持たせています。私埋め立て始める前に一番下に土壤層敷くと言いましたが、下に敷くだけではなくて、中間に複数、何層も土壤層を敷きます。かつ雨がなるべく入らないようにするということが重要で、もしそれでも幾分雨水は入ってきますが、その雨水が入ってきたときにそれをできるだけ廃棄物となるべく触れないようにするために、水を通しにくい層を設けることでその雨水を滞留する時間をできるだけ短くする。それで浸出水としてなるべく早く出すというそういう多重の対応をとることによって最終的に浸水として遮水シートのところに出てくる浸水に含まれる放射セシウムの量をできるだけ少なくするというふうに考えております。もちろん雨水のご懸念に関しては、例えば天候的に雨が降る、一定程度の雨が降る場合は作業を無理にやらずに中断もしくは中止をして、天候が安定しているときを中心に埋め立ての作業を行うというように考えております。

遮水シートに対する放射線の影響ですが、遮水シートについてよく言われるのが紫外線の影響、太陽の光によって紫外線に影響ございます。もちろんそれも放射線の1つなのですから、紫外線の影響と放射線の影響というものは、ある意味似たような性質を持っておりまして、遮水シートが紫外線にどの程度耐えるかということについては、適切な遮水シートの管理を行うことによって100年程度は遮水シートの機能が維持できるという評価がございます。もちろん遮水シートを野ざらしにするわけではなくて、当然順に埋め立てていきますので、その紫外線の影響というものはほぼ遮断することができますし、かつ放射性セシウムの影響の遮断については、今先ほど申し上げたように既存廃棄物等と土壤層を敷くことによって放射線の影響も抑えることができると。今申し上げたことを踏まえまして、遮水シートに対する放射線の影響というものは十分抑制できて機能が維持できるというように考えておりますのが我々の根拠でございます。

私からは以上です。

○議長（塙野芳美君） 大島さん、よろしいですか、大島さん。

○福島県生活環境部環境保全担当次長（大島幸一君） 12番議員からおただしでございます。

先ほどもありました遮水シートに対する放射線の影響、これにつきましては以前昨年度もいろいろ住民説明会の中でもご心配のご意見をいたしました。我々としましては、先ほど環境省のほうからも説明ありましたけれども、その遮水シートにつきましてはその上に保護する土壤層をやつたり廃棄物を乗せたりということで、直接汚染廃棄物を乗せるというようなその前段で廃棄物の層を敷いて、土壤層を敷いてその上に乗せていくということになりますので、そういう土壤層によって放射線については一定程度減衰するということで影響はほとんどないだろうということで確認をしておりました。

また、2回目にご質問あった中で、実際に雨水が浸入して、その雨水に溶出したセシウムが遮水シートに影響するのではないかというご懸念につきましては、これにつきましては今回のエコテックの活用に当たりましては、そのセシウムが溶出して浸透していかないようにということで多重防護の構

造ということで、さっきもお話ししましたけれども、雨が浸透しないような土壌層であったりシートであったり、そういうものを埋め立てる廃棄物と層状に何重にも施す。そして、最終覆土したときには、また雨水が浸透しないような土壌層で覆う。さらには、作業中については、キャンピングシートを張って雨水が浸透していかないような対策をとるというようなことで多重な対策をとるということで、そもそも雨水の浸透を最大限防ぐという対策がとられているということでございます。また、万が一浸透した場合につきましては、それは最終的に最後の層まで行けば遮水シートに届くということになりますが、それは排水口から排水されるということで、當時そこに水が触れているというような状態にはならないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 机上の説明は聞きました。机上の説明は、それで了解できます。

ただ、あんたら現場見てています、県もそうだし、環境省さんも。塩ビ系になると、一番は直射日光に弱い。だから、埋め立て処分場は埋め立てする分ずつをシート張ってだんだん上げていくというのが手法だと思うのです。今現状を見てみてください。両サイドは上まで上がってしまっていますから、シートが。あなたたちがエコテックに入れる、入れると言うから、早く決めて入れてくださいと。待って準備しても、上まで2年も前から張ってあるのです。そういうところに安心して入れられるですか、シートの健全性確認しないで。そういう状況になっているのです。

だから、私たちは高速道路走って、やっぱり興味ありますから、あそこをゆっくりになって見ていくのです。ぽつらぽつら作業をしている経緯も見られます。一時期は、その遮水シートを急いで張っていた経緯もあります。もう両サイドは上まで上がってしまっています。それで、現実的にあの今の放射能廃棄物ではないですけれども、産業廃棄物、そんなにびしっと遮水シートを張って下に浸透しないような状況になっていますか、福島県さん。そういうやり方を恐らく放射能汚染物質が入ってもやるという懸念があるのです、我々には。だから、きちんとした施設にしてくださいというのが我々の根底にあるのです。だから、現状をきちんと踏まえて、それに対処するような答弁してもらわないと私は納得いかないです、何をとっても。管理型の処分場だって十分つくれる広さはあります、地権者の問題は絡んでくると思いますが。そこをきちんと調査もかけないで、見た目で判断してこういうふうにして回答持ってきててしまうから我々はますます不信感を抱くのです。町民に説明しても何にも答えは見出せないと思います。すればするほど不信感持つと思います。

国有化の問題だって当然国の直轄運営してもらうのが一番いいのですけれども、当然委託契約で先ほど言ったように出すのだとは思うのですが、その委託者を国のはうできちっと管理できるか、その部分に問題あるのです。国が直轄管理してもやっぱりいろんな問題浮上してきますから、それも同じだと思いますが、そもそもは震災前に最終処分場は放射能汚染物質なんか入れるような仕組みにはしていないのだから、そこにあなたが勝手にこじつけた数値を引用して入れようとするほうが

間違いなのです。そこに気づいていただければ、我々の要望も少しあは通していただきたいと。では、上から降ってくる水を絶対浸透させないために、では屋根をかけましょうかとか、そういうふうに譲ってくれるのであれば国は本気になって考えているなということを我々認められるのですが、何にも施設に関しては譲らないでしょう、ああしています、こうしていますと言うだけで。それがやっぱり一番の私としては不安の要因です。

もう困難区域につくってくださいと私はこだわるわけではありません。みんながいいとなれば、富岡町で放射能の数値の一番少ないところに入れようとしているのだから、それだけの国は覚悟を持ってやるのでしょうから、これ以上私はそんなに反対する気はないですけれども、あんたらの努力がまだまだ足りないと思うし、見えてきていないと私は思っています。自分たちの手のひらに乗せてうまく誘導していこうかというふうにしか私は見えません。

6月5日ですか、4日ですか、急遽新聞に出て、慌てて環境副大臣が県に申し入れして、そのとき立地町の楢葉、富岡の町長が呼ばれてその説明を聞いたと思うのですが、誰かが先ほど言いましたが立地2町が一番大変なときに何できょうは環境大臣とか環境副大臣来ないのでしょうか。富岡町をばかにしているのですか。県が入れろといれば入れると思っているのですか。私は、順序が違うと思います。やっぱりやるべきことはきちんとやってもらわないと。あれだけ申し入れる前にテレビ、新聞で報道されてしまったのだから、やっぱりきちんとトップの人間が説明に私は来るべきだと思います。それを県に行って、副大臣が来て説明したからいいわと。富岡町何なのでしょうか。おかしくないですか、その順序。順序は、申しわけなかったという先ほど言葉ありましたか、きょうはどうなのでしょうかということなのです。皆さんのがやっていることは、それだけ大事に思っていないとしか私はとれません。

○議長（塚野芳美君） いいですか、質問はここまでで。

○12番（渡辺三男君） いいです。

○議長（塚野芳美君） 鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長（鎌形浩史君） それでは、最後の部分についてお答え申し上げます。

6月5日には、まず場所としては県庁に伺いました。それは、大臣、副大臣参ったわけでござりますけれども、国としての考え方をまとめたので、県知事とそれから富岡町長、楢葉町長、お三方に対してご説明に参ったということでございまして、私どもとしてはご地元の町と、基礎自治体である町というものを重視して対応しているということであるということはご理解いただきたいと思います。

ただ、先ほど私ども事前に報道があって、大変申しわけありませんでしたということを冒頭申し上げた中には、町当局のヘッドであられる町長に対してはまずイの一番ということで県知事と同時にお話を申し上げましたけれども、議会の方々にご心配をかけてしまった。その間報道もされてしまったということについてのおわびという形で申し上げたつもりでございます。

今回議会で全員協議会でお話を聞きいただくということで、私の対応で大変申しわけないとは思

っておりますけれども、環境省といたしまして、基礎自治体たる町、まさに地元たる町を大切に思つて大臣、副大臣が5日はそういう意味でも対応したということありますので、その点はご理解賜りたいと思います。今後もしっかりと町というものを大切にして、ご理解いただくためのさまざまな説明というものは丁寧にやってまいりたいと思います。

その他前段にご質問いただいたことについては、では川又のほうからお答え申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

委託者をしっかりと管理できるかという点からまずお答えさせていただきますが、私どもとしましては、きちんと業者任せせずに現地事務所も開設し、ちゃんと責任者も常駐をさせてしっかりと直轄事業としてやっていくような体制を整備するということにしております。また、その詳細については、またちゃんと専門知識を持った職員をあてがうということは今後のこととござりますけれども、そういった基本原則に基づいてしっかりと直接管理運営がしていけるように体制は整えていきたいというふうに考えております。

それから、議員ご指摘、国のはうとして全然譲っていないのではないかという部分でございます。そこにつきましては、2月の全協でもご説明させていただきました。今回も11ページから載せさせていただいているけれども、今まで議員からさまざまご指摘いただきまして、今まで昨年の5月、6月に説明した以降にこういった追加対策ということで、ジオグリットを多層化するとかあるいは地盤改良の収納容器でしっかりと締め固めてやっていくとかあるいは連続測定も大気も2カ所にふやし、また測定地点につきましても放流先河川でも回数をふやしたり、モニタリング項目をふやしたりとか、そういうたさまざまな追加対策について盛り込ませていただいたところです。

そして、また今回国有化ということも追加的に決めさせていただきました。先ほどの屋根の件につきましては、先ほどちょっとご説明させていただきましたように、浸透をできるだけしないようにし、またしたものもきちんと速やかに排水をして、最終的には浸出水処理施設に全て入ったものは全てそちらのはうで一旦ためて、放射性濃度が基準以下であるということを確認した上で放流するという措置をしていくということにしておりますので、そういう意味でここから出していくものというものはきちんと全量チェックした上で出すと、問題ないことを確認して出すということですので、そういう意味で私どもは今の計画でもきっちりとそういった点では安全性ということはきちんと担保できるというふうに考えているところでございます。

あとシートの健全性と産廃の浸透しない状態になっているかという点については、松崎からお答えさせていただきます。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 遮水シ

ートの追加のご質問についてお答えします。

現在おっしゃっていただいたように遮水シートを布設している状態ですが、今白い色のものが布設されております。それは、遮水シートは二重なのですけれども、その間に保護材を敷いた上で、それで今布設していると。遮水材の表面を白にしているのは、太陽光に対する斜光性を持たせるために白色のシートを上面につけているというものであります。その斜光性を、今回は斜光シートを白いものにつけておりますが、こういう形で斜光の措置を講じることによって長期間その遮水機能を維持できるということで先ほど長期間の確保はできると申し上げました。

今後埋め立てに際しましては、その遮水シートについて埋め立てる前にさらに保護層である保護材を設けます。保護材を設けた上で保護砂をさらに上に設けまして、それで埋め立てを行っていくという形で考えております。その作業をする前には、遮水シートの健全性のチェックというものを点検可能ですので、それを点検した上で今申し上げた措置を施した上で埋め立て処分を行ってまいります。現在産業廃棄物、主に上流側に埋め立てられておりますが、今私が申し上げたのと同じような形で、保護材をさらに敷いた上で、その敷く前には点検を行って、さらに保護砂を敷いた上で産業廃棄物を埋め立てております。この方法は、産廃だけではなくて、今回の汚染廃棄物の埋め立てに関しても同じように実施してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

[「1つだけさっきから答えてもらっていないんだけど」と言う人
あり]

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 放射能物質が浸透しないという答えは、先ほどから聞いているのですが、浸透して触れた場合に耐久性の問題はないですかという答えはないのです、その答えに対しての答弁が。

○議長（塚野芳美君） ですから、セシウムが水に溶出して、そしてそれが遮水層まで行った場合の影響、改めて説明してください。

松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 先ほど雨水の浸透をなるべく抑制することを室長から申し上げましたが、それを行ってもゼロにはなりません、おっしゃるとおり。その浸出水が放射性セシウム一部含んだものが遮水シートのところまで到達するのですけれども、その遮水シートのところでその浸出水を集水する集水管を設けていまして、そこに一番最後に遮水シートのところに到達……

[「いや、そういうことじゃないんです。触れた場合に耐久性は維持できるんですかと聞いているんです。触れても抜けていくようになっているとかどうのこうので聞いているんじゃないなくて、触れた場合に耐久性維持できるんですかと」と言う人あり]

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 先ほど私の説明で遮水シートに対する紫外線の影響とあと放射線の影響のあわせてご説明しましたが、紫外線の影響というものはそういう意味では非常に強いものでして、それに対する耐久性に関連して、そういう紫外線がやってきたとしても長期間機能が維持できるということが確認されております。放射性セシウムから出てくる放射線も当然紫外線と同様放射線の1種ですので、その放射線の強度と比べて紫外線の強度のほうが強いということですので、かつできるだけ早く流すという意味では、遮水シートのところで、影響は低いとしても、その放射性セシウムを含む浸出水が長期間そこでたまらないようにということも当然重要ですので、そういうできるだけ早く浸水処理施設に流すという措置も含めて、紫外線への影響との比較において浸出水による遮水シートの影響というものは十分影響のない範囲で確保されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 先ほどの約束ですとここで終わりなのですけれども、どうしてもという方がいれば別ですけれども、大体はいろんな角度からの議論は尽くされたのかなと思うのですけれども、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、まとめとしまして、鎌形さん、それから大島さん、何かお話ししたいことがありましたらどうぞ。

鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長（鎌形浩史君） 本日ご質問に対するお答えの形でご説明させていただく機会をいただき、本当にありがとうございます。

さまざまご心配、ご懸念、特に安全、安心というところが中心だったかと思いますけれども、ご指摘をいただきました。私どもは私どもなりにその対応を考えて、これまでこの議会で賜ったご意見、住民説明会でも賜ったご意見も含めてでございますけれども、対応をしてきているつもりではございます。ただ、そこについて十分かどうかということについてのさまざまご意見は賜ったと、こういうふうに思っております。

私どもといたしましては、まだまだしっかりと丁寧にご説明をさせていただきたいと、こういうふうに考えているところでございますけれども、冒頭も申し上げましたように、町民の皆様方にしっかりとご説明をさせていただきたい。住民の方々に説明会という形でご説明をさせていただきたいと、こういうふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願ひいたしたいと思います。私どもとしては、誠心誠意丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 4時14分)

再開 (午後 4時16分)

○議長 (塚野芳美君) 再開いたします。

中座で申しわけありませんでした。大島さん、大変失礼しました。県の立場で総括としてあるかと思いますので。

大島さん。

○福島県生活環境部環境保全担当次長 (大島幸一君) きょうは、たくさんのご意見をいただきました。国有化について評価するというご意見もいただきましたし、また安心という部分で、安全はもとより、安心という部分でまだまだ取り組みが不足しているのではないかというご意見も多数いただいたというふうに思っております。

県といたしましては、今後住民の方に環境省のほうで説明するということであれば、そういった住民の皆さんのご意見も聞きながら、冒頭に申し上げましたとおり、今回国から提示されました考え方について精査、確認をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長 (塚野芳美君) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして管理型処分場フクシマエコテッククリーンセンターについての件を終了いたします。

暫時休議いたします。

休議 (午後 4時17分)

再開 (午後 4時19分)

○議長 (塚野芳美君) それでは、再開いたします。

3番、その他、(1)、避難指示解除準備区域等における例外的な夜間の滞在についての説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長 (菅野利行君) 説明させていただきます。

今回避難指示解除準備区域等における例外的な夜間滞在ということで、解除準備区域等ということでございますので、今回は居住制限区域と解除準備区域の両方における例外的な夜間滞在ということで、現在の町の取り扱いについてご報告というかご説明させていただきたいと思っております。

具体的な説明は、ちょっと係長のほうからさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 (塚野芳美君) 係長。

○産業振興課商工係長 (安藤 崇君) それでは、早速説明させていただきます。

本件の避難指示解除準備区域等における例外的な夜間の滞在について、これまでの町の取り組みを

報告いたします。

皆様ご承知のとおり、避難指示解除準備区域等においては、立ち入りが制限され、夜間の滞在は原則認められません。しかし、被災地の復旧、復興を進めるためには、国は例外的に当該区域内での活動を認める旨の方針を示しております。国の方針での夜間滞在は、夜間の勤務が不可欠であり、かつ公益性が極めて高い事業に対しては例外的に認めることとしておるのであります。国の方針を踏まえまして、本町におきましてはこれまで先述の要件を満たすものとして、3事業者に対し夜間滞在を認めています。原子力発電所の廃炉作業や除染作業が加速化する今日においては、当初の国の方針では被災地現状と合致を示さなくなり、必要に応じ適宜見直しがなされました。現在の国の方針では、インフラ復旧や除染など地域の復旧、復興に特に不可欠な事業に従事する者の夜間滞在を認めております。こうした中、複数の事業者から企業等の寄宿舎として、旅館、ホテル等を活用したく夜間滞在を認めてほしいものの声がございました。

本町では、慎重なる協議を重ねまして、平成27年5月15日開催の復興推進会議において夜間滞在については町の要領等を定め、条件つきで例外的に認める方向で現在進めています。

それでは、夜間滞在を認める上での基本的な条件など主なものについて説明いたします。まず、前提条件といたしましては、現在避難指示中の例外であるため、町内での防犯、防火の安全性が確保されないものについては認めないものといたします。具体的な条件といたしまして、1つ目は富岡寄宿舎管理組合に加入していること、2つ目に夜間滞在施設が寄宿舎としまして労働基準監督署に届け出がなされている。3つ目に、施設周辺の除染が完了し、かつ公共下水道等が供与されていることを条件として挙げております。本町といたしましては、寄宿舎事業者みずからが富岡寄宿舎管理組合を設立、加入し、事業者窓口一元化のもと、組合員が連携して行政機関が実施する防犯、防火対応に協力していただくことが町の治安を維持する上で不可欠と考えております。そのため、管理の上で困難となる個人宅での夜間滞在は認めておりません。

さらに、事業の容認申請につきましては、申請書を初め、夜間滞在計画書、滞在者名簿、使用車両簿等の提出のほか、夜間滞在の自粛、身分証の常時携帯、排出ごみ等の適正な処分等を求ることとし、それらをもとに適切な判断を行ってまいります。なお、滞在者名簿は毎月1回、ほか必要に応じて町が求めていくことといたします。

以上におきまして、本件遂行においては徹底した管理体制のもとで進めてまいりますので、議員の皆様には本件へのご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

ただいまの件につきまして質疑を行います。質疑ございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。寄宿舎という言葉を使っていたのですけれども、寄宿舎という

ものは便宜上の寄宿舎であって、建築基準法上の寄宿舎ではないというふうに考えていいのですか。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 建築基準法上というか、結局不特定の者を対象としないという意味でございます。ですから、当然宿泊ではないのですが、夜間滞在する上では泊まる要件とか、要は便所とかそういうものが必要なのですが、ここで使っている寄宿舎という意味では不特定多数の者でなくて、限定した者を泊めると。例えば企業の宿舎みたいな形での使い方をさせていただいております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。今ちょっと変な質問したのですけれども、先日大阪で簡易宿泊所の火災があったので、そういう人命にかかるような火災とか発生すると危ないので、そういうところはどうなっているのかなと思って質問したので、その辺も。先ほど防犯と防火には努めるというようになっていたのですけれども、施設そのもので火災が起きてしまうとそういうことが起きるので、その辺は大丈夫かなと思って質問だったのですけれども、その辺は大丈夫ですか。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 当然その場所というか、いわゆる寄宿舎は労基署のほうにも届けさせていただきますし、当然消防、警察と連携を図っていく中で運用していきたいと思っていますので、それらが機能すれば十分大丈夫だと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 詳しい説明を今聞かせてもらいまして、下水道供給地区に限るという言葉もあったと思うのですが、その辺は省いておかないと、何ででは俺のところ宿泊設備持っているから貸せるのに何で下水道早くやらないのだというような問題も出てくると思うのです。だから、そういうものをただし書きして、合併浄化槽を据えつければ可とか、そういうようにしていかないといろいろ町民から異論出るのではないかなと思いますので、その辺は最大限にこれをやればいいよ、あれをやればいいよというものを括弧書きで入れていったほうがいいのかなと、この下水道問題だけではなくて。そういう部分でいろいろ検討していただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 当然下水道供給地ばかりではないので、そういう合併浄化槽とかそういうもので対応できるところはそれをきちんと担保できればそうですし、あといろんなケースが出てくると思いますので、ただ現実には環境問題とかいろんなそういう問題ありますので、下水道とか公共インフラの回復を前提としつつ、ケースによってはそれは該当にならない場所もあると思いますので、それは柔軟に対応していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） あと1点ですけれども、旅館業組合ですか、そういうところに参加している者に限るという話ですが、今後そういう施設をリフォームして、そういうリフォーム、一応火災問題とかそういうものに対処できるようにリフォームして旅館業に参加すれば当然できるのでしょうかけれども、旅館業組合のほう生きて存続しているのですか。その辺、例えば申し入れがあった場合にスムーズにいくのかどうか、その辺も町からきちっと指導していただかないと問題があるのかなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 旅館業組合という表現入ったかどうかあれなのですが、済みません。私らのほうでは旅館業組合はあるのはあります、富岡ばかりではないという状況等もありますので、先ほど寄宿舎管理組合というものを自分たちでみずからつくっていただいて、そういう中で運営させていただければと思っての表現でございました。

○12番（渡辺三男君） はい、わかりました。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、なしということですので、（1）については終わりますけれども、その他として執行部でございますか。執行部のほうでその他ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 議員各位その他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉じます。

長い時間お疲れさまでした。

閉会 (午後 4時30分)